# 平成25年度

# 行政監査結果報告書

【高額な備品の購入・利用・管理について】

平成26年3月

山形県監査委員

# 

第1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の対象範囲	2
5	監査の実施方法	2
第 2	監査の結果	3
1	対象備品の状況	3
2	対象備品の購入状況	8
	(1) 指定物品の購入手続き制度(基本的流れ)	8
	(2) 購入の目的や必要性は整理されているか	10
	(2)-2 更新において必要性は整理されているか	11
	(3) 利用目標は設定されているか	15
	(4) 必要な機能の設定は適切に行われているか	18
	(5) ライフサイクルコストなど、幅広いコストの検討は行われているか	20
	(6) 購入と賃貸借の比較など、導入方法の検討は行われているか	26
	(7) 共同利用等、効率的な利用方法の検討は行われているか	29
	(8) 契約手続きは適切か=物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施	
	要綱に基づく手続き=	30
3	対象備品の利用状況	34
	(1) 利用状況は把握されているか	34
	(2) 利用目標は達成されているか	37
	(3) 利用目標が達成されていない場合、要因・課題・改善策は検討されているか	40
4	対象備品の管理状況	41
	(1) 管理は適切に行われているか	41
	(2) 保守点検・修繕は適切に行われているか	44
	(3) 処分方法は検討されているか	51

第3	監査の意見	52
1	経済的合理性の追求	52
(	1) ライフサイクルコストの検討	52
(	2) 導入方法の検討	52
(	3) 候補機種の複数選定	53
(	4) 修理と更新のコストの比較	53
(	5) 共同利用の拡大	53
2	数値目標の設定と実証の検証の徹底	53
3	機種選定審査会の機能の強化	54
/ 11 d Just		
(別紙	) 監査対象機関・備品一覧表 ····································	55
〔参考	]	
( Design		
	表の目次	
(表 1	)対象備品の種類	3
(表 2	)購入価額	5
(表 3	) 購入時期	6
(表 4	) 新規購入・更新	7
(表 5	) 購入の目的・必要性	10
(表 6	)更新対象備品の使用期間	11
	) 更新する必要性	12
(表8	)使用期間と更新する必要性	13
(表 9	) 修理と更新のコスト比較(「更新」のうち「老朽化に伴う支障発生」について)…	14
(表10	)数値目標の設定状況	16
(表11	)数値目標の設定と購入の目的・必要性	16
(表12		17
(表13		18
(表14		19
(表15	i) ランニングコストの計算	21
(表16		23
(表17		24
	) コストの比較検討	25
(表19		27
(表20		28
	)共同利用等効率的な利用方法の検討	29

(表22)	機種選定審査会の設置状況	30
(表23)	機種選定審査会の委員の選考基準の設定状況	31
(表24)	機種購入調査票の作成状況	32
(表25)	仕様書の作成状況	32
(表26)	基本条件及び機種比較判定表の作成状況	32
(表27)	機種選定理由書の作成状況	32
(表28)	機種購入審査調書の作成状況	32
(表29)	機種選定審査会における備品選定基準の設定状況	33
(表30)	年間利用日数(平成24年度)	34
(表31)	年間利用日数が50日未満(概ね週1日未満)の理由	35
(表32)	年間利用日数の把握方法	36
(表33)	利用状況の検証	37
(表34)	購入に当たっての利用目標の設定と利用状況の検証状況	38
(表35)	利用目標の達成状況	39
(表36)	利用目標が達成されていない場合における要因・課題の検討状況	40
(表37)	設置場所の状況	42
(表38)	対象備品の性能を維持するために求められる室温管理ができない場所に	
	設置されている対象備品の状況	42
(表39)	備品本体購入後における付属品の購入状況	43
(表40)	保守点検の年間計画の状況	45
(表41)	購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の年間計画	45
(表42)	保守点検の実施者	47
(表43)	購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の実施者	47
(表44)	購入時に想定した以外の修繕・保守の状況	48
(表45)	保守管理・修繕に要した経費の状況	49
(表46)	定期的な保守管理・修繕に経費を支出しているものの購入時における	
	修繕・点検・メンテナンス費用の計算	49
(表47)	購入価格と保守管理に要する経費との比較	50
(表48)	備品処分の基本方針策定状況	51

(注) 各表の中の符号の用法は、次による。

-:皆無又は該当数字のないもの

0:表章の単位に満たないもの

# 第1 監査の概要

#### 1 監査のテーマ

「高額な備品の購入・利用・管理について」

#### 2 監査の目的

本県の財政状況は、臨時財政対策債や補正予算債以外の県債残高の減少、経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率の低下、税収の増加などにみられるように改善の傾向がうかがえるものの、歳入決算額に占める依存財源の割合が6割を超え、歳出決算額に占める義務的経費の割合が4割を超えるなど、依然として財政の自由度が低く、厳しい状況にある。

一方で、本県を取り巻く様々な社会経済状況の変化に対応し、本県の更なる発展 を確保していくためには、人材育成、保健・医療・福祉、産業振興、社会資本整備 など幅広い施策を的確かつ着実に実施していく必要がある。

このため、持続可能な財政運営に向けて、歳入の確保とともに、事務事業の見直 し・改善や行政経費の節減・効率化などに努める必要があるが、高額な備品の購入・ 利用・管理についても、必要性や合規性はもとより、経済性・効率性・有効性をも 考慮することが、これまで以上に求められている。

このようなことから、上記の監査のテーマを設定し、高額な備品について、経済性・効率性・有効性の視点に立った購入・利用・管理が行われているか検証し、現状と課題を明らかにすることにより、今後の事務の改善に資するための提言を行うことを目的とする。

なお、高額な備品は、物品の管理換及び不用の決定に当たってあらかじめ知事の 承認を受けなければならない指定物品(「4 監査の範囲」を参照。)とする。

#### 3 監査の着眼点

上記の監査の目的を達成するため、次のとおり監査の着眼点を設定した。

#### (1)購入

- ① 購入の目的や必要性は整理されているか
- ② 利用目標は設定されているか
- ③ 必要な機能の設定は、適切に検討されているか
- ④ ライフサイクルコストなど、幅広いコストの検討は行われているか
- ⑤ 購入と賃貸借の比較など、導入方法の検討は行われているか
- ⑥ 共同利用等、効率的な利用方法は検討されているか
- ⑦ 契約手続きは適切か

#### (2)利 用

- ① 利用状況は把握されているか
- ② 利用目標は達成されているか
- ③ 利用目標が達成されていない場合、要因・課題・改善策は検討されているか

#### (3)管 理

- ① 管理は適切に行われているか
- ② 点検・整備は適切に行われているか
- ③ 処分方法は検討されているか

#### 4 監査の対象範囲

知事部局及び教育委員会において、平成20年度から24年度までの5年間に購入された指定物品(自動車を除く。以下「対象備品」という。)に係る支出命令執行機関、備品使用機関及び制度所管課である会計局会計課(以下「対象機関」という。)

○対象備品 247件(P55別紙一覧表のとおり)

○対象機関 69機関(重複を除く)

・支出命令執行機関 知事部局 22機関 教育委員会 8機関・備品使用機関 知事部局 48機関 教育委員会 13機関

• 会計局会計課

#### ※ 指定物品

「知事の承認を受けなければならない物品の指定(昭和39年4月山形県訓令第13号)」に基づき、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)第165条第1項及び第168条第1項の規定により、管理換及び不用の決定に当たって、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされる物品

- ① 購入額又は評価額が200万円以上の備品(②及び③を除く。)
- ② 自動車(道路運送車両法による軽自動車、小型特殊自動車、二輪自動車等を除く。)
- ③ 動力機関を有する船舶

#### ※ 自動車を除いた理由

自動車については、対象期間に購入された台数が403台と膨大であり、当該期間に購入された指定物品の約3分の2を占める一方で、利用目的については、人及び物の運搬など特定の利用形態に限られることから、対象備品から除外することとした。

#### 5 監査の実施方法

#### (1)対象機関からの監査調書の提出

- ① 支出命令執行機関 対象備品に係る購入手続きの状況
- ② 備品使用機関 対象備品に係る利用及び管理の状況
- ③ 会計局会計課 指定物品の購入手続きの制度と検査の状況

#### (2) 事務局による予備監査

- ① 本庁各課 平成25年10月
- ② 公 所 平成25年10月~12月

#### (3) 監査委員による本監査

書面による監査

# 第2 監査の結果

# 1 対象備品の状況

# (1)対象備品の種類

対象備品の種類をみると、「コー分析、試験、研究機械器具類」が110件 (44.5%)と最も多くなっているが、これらの大部分は、試験研究検査機関で 試験研究用や検査用に利用されるものである。

次いで、「ソ 工作機械類」が32件(13.0%)、「シ 計量、検定、測定器具類」が23件(9.3%)と多くなっているが、前者は、全て教育機関における実習用であり、後者は、試験研究検査機関の検査用及び試験研究用と教育機関における実習用である。また、医療・福祉機関の医療用などの「ケ 医療器械器具類」が13件(5.3%)、教育機関の実習用や試験研究検査機関の試験研究用などの「ス 農業用機械器具類」が11件(4.5%)となっている。

# (表1)対象備品の種類

対象備品の種類 単位:件

											種	類	Ж1										it
使用機関 ※2		用途	P	١.	В	C	)		D						E	<u> </u>					F		
:: Z			ア	1	ゥ	エ	オ	カ	+	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ッ	テ		構成比 (%)
<b>**</b>	1	実 習 用	0	0	2	1	1	0	5	0	0	4	1	9	4	0	32	2	3	5	1	70	28.3
教 育 機 関	2	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4
		小 計	0	0	2	1	1	0	5	0	0	4	1	9	4	0	32	3	3	5	1	71	28.7
	3	試験研究用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	0	2	6	1	0	0	1	2	0	77	31.1
試 験 研 究	4	検 査 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	1	12	0	0	0	0	0	0	0	53	21.5
検 査 機 関	⑤	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
		小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	105	1	14	6	1	0	0	1	3	0	131	53.0
	6	医 療 用	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4.9
医療・福祉機関	7	特定業務用	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
匹冰 福祉成员	8	施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.4
		小 計	0	0	1	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	14	5.7
公の施設	9	特定業務用	0	1	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	12	4.9
(医療・福祉機関を除く)	10	施設設備	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.2
放展では、		小 計	3	1	0	0	0	2	1	6	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	15	6.1
	11)	特定業務用※3	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1	9	3.7
	12	特定事務用※4	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.2
その他の機関	13	非 常 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	1.2
	14)	検 査 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.4
小 計		0	0	3	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	9	1	16	6.5	
1	計		3	1	6	1	1	2	7	6	13	110	2	23	11	1	32	3	4	19	2	247	100
			4	ŀ	6	2	)		15						21	8					2	,	
		構成比	1.2	0.4	2.4	0.4	0.4	8.0	2.9	2.4	5.3	44.5	8.0	9.3	4.5	0.4	13.0	1.2	1.6	7.7	8.0	100	
		(%)	1.	6	2.4	0.	8		6.1						88	3.3					8.0		

#### ※1 種類(物品分類)

中分類	小分類	中分類	小分類
A 庁用器具	ア 戸だな、箱類	E 機械·器具	ケ 医療器械器具類
	イ ちゅう房具類		コ 分析、試験、研究機械器具類
B 事務用器具	ウ 事務用器具		サ 測量器具類
C 船·車及び同用具	エ その他の車両		シ 計量、検定、測定器具類
	才 車両用具類		ス 農業用機械器具類
D 教養·体育用品	力 娯楽用品類		セ 建設機械類
	キ 視聴覚用品類		ソ 工作機械類
	ク 体育用品類		タ 通信機械類
•		1	チ 食料加工機械類
			ツ その他の機械類
		F その他	テ その他の雑品類

# ※ 2 使用機関

単位:件

区分	内 訳	機関数
教 育 機 関	高等学校、農業大学校、産業技術短期大学校、職業能力開発専門校	15
試 験 研 究 検 査 機 関	環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター 高度技術研究開発センター、農業総合研究センター 総合支庁検査課、農業技術普及課、家畜保健衛生課	24
医療・福祉機関	総合療育訓練センター、総合コロニー希望が丘、鶴峰園	3
公 の 施 設 (医療・福祉 機関を除く)	県民会館、産業科学館、国民宿舎竜山荘、総合運動公園 あかねケ丘陸上競技場、図書館	7
その他の機関	本庁各課 総合支庁で、上記に属さない行政機関	20
計		69

※3 特定業務用:スポットライト、食器洗浄機、監視カメラ装置 など

※4 特定事務用:生活保護電算システム、物品調達システム用サーバー など

# (2) 購入価額

対象備品の購入価額をみると、「 $200\sim299$ 万円」が84件(34.0%)と最も多くなっており、次いで「 $500\sim99$ 7万円」が51件(20.6%)、「 $300\sim399$ 万円」が41件(16.6%)となっている。

一方で、1,000万円以上の対象備品をみると、「1,000~1,499万円」の18件のうち、教育機関の実習用が13件(72.2%)を占め、1,500万円以上の22件のうち、試験研究検査機関の試験研究用及び検査用が18件(81.8%)を占めている。

# (表2) 購入価額

単位 : 件

使用機関	用途	200 ~ 299万円	300 ~ 399万円			1,000 ~ 1,499万円		2,000万円 以上	計	├ 構成比 (%)
	① 実習用	12	15	11	17	13	2	0	70	
教 育 機 関	② その他	0	0	0	1	0	0	0	1	0.4
	小 計	12	15	11	18	13	2	0	71	28.7
	③ 試験研究用	25	12	13	13	1	9	4	77	31.1
試 験 研 究	④ 検査用	29	4	3	11	1	4	1	53	21.5
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	55	16	16	24	2	13	5	131	53.0
	⑥ 医療用	3	2	4	2	1	0	0	12	4.9
■ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	3	4	4	2	1	0	0	14	5.7
公の施設	⑨ 特定業務用	5	3	0	4	0	0	0	12	4.9
( 医 療 · 福 祉	⑩施設設備	0	0	0	1	2	0	0	3	1.2
機関を除く)	小 計	5	3	0	5	2	0	0	15	6.1
	⑪ 特定業務用	4	2	0	2	0	0	1	9	3.7
	⑫ 特定事務用	2	0	0	0	0	1	0	3	1.2
その他の機関	③ 非常用	3	0	0	0	0	0	0	3	1.2
	14 検査用	0	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	9	3	0	2	0	1	1	16	6.5
計		84	41	31	51	18	16	6	247	100
	構成比(%)	34.0	16.6	12.6	20.6	7.3	6.5	2.4	100	

# (3) 購入時期

対象備品の購入時期をみると、平成23年度が85件(34.4%)と最も多くなっているが、これは、酒田光陵高等学校の平成24年度開校に備えた同校の実習用を購入したこと及び、東京電力㈱福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線のモニタリング等のため、試験研究検査機関の検査用を購入したことが主な要因となっている。

次いで、平成21年度が79件(32.0%)と多くなっているが、これは、国の交付金や補助金を活用し、教育機関における実習用並びに試験研究検査機関における試験研究用及び検査用の購入が増えたことによるものである。

#### (表3) 購入時期

単位:件

							ī	<del>;</del> †
使用機関	用途	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		構成比 (%)
	①実習用	4	15	3	42	6	70	28.3
教 育 機 関	② その他	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	4	15	3	43	6	71	28.7
	③ 試験研究用	10	34	10	14	9	77	31.1
試 験 研 究	4 検査用	3	19	4	22	5	53	21.5
検査機関	⑤ その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小 計	13	53	15	36	14	131	53.0
	⑥ 医療用	1	3	3	2	3	12	4.9
医療·福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	1	0.4
区凉 油油水风	⑧ 施設設備	0	0	0	0	1	1	0.4
	小 計	1	4	3	2	4	14	5.7
公の施設	9 特定業務用	3	1	6	1	1	12	4.9
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	1	1	1	0	3	1.2
(放 ) で ( ) ( )	小 計	3	2	7	2	1	15	6.1
	⑪ 特定業務用	0	3	3	0	3	9	3.7
	⑫ 特定事務用	0	2	1	0	0	3	1.2
その他の機関	13 非常用	0	0	1	2	0	3	1.2
	14 検査用	0	0	0	0	1	1	0.4
	小 計	0	5	5	2	4	16	6.5
計		21	79	33	85	29	247	100
	構成比(%)	8.5	32.0	13.4	34.4	11.7	100	

# (4) 新規購入と更新

対象備品について新規購入と既存対象備品からの買換えである更新との区分を みると、新規購入が96件(38.9%)、更新が151件(61.1%)となって いる。

このうち、 試験研究検査機関においては、購入件数131件のうち、新規購入が57件(43.5%)、更新が74件(56.5%)で、新規購入の割合が比較的高くなっている。

# (表4)新規購入•更新

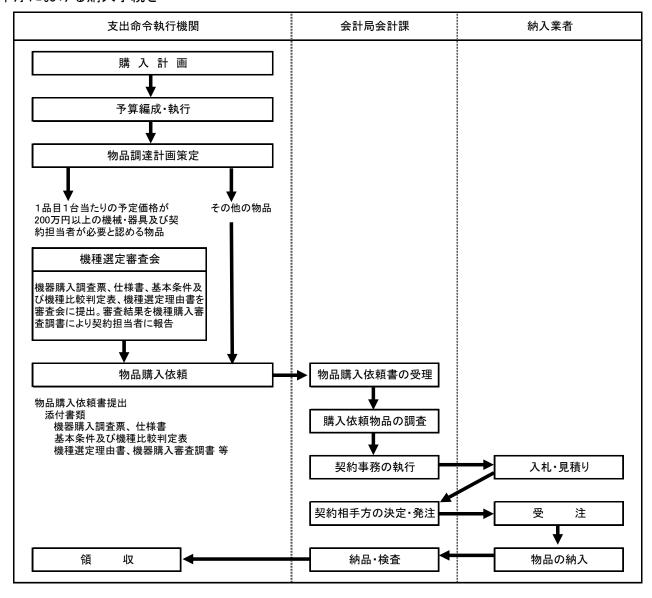
単位:件

				Ī	†
使用機関	用途	新規	更新		構成比 (%)
	① 実習用	23	47	70	28.3
教 育 機 関	② その他	1	0	1	0.4
秋 月 版 <del>以</del>	小計	24	47	71	28.7
	構成比(%)	33.8	66.2		
	③試験研究用	36	41	77	31.1
=	④ 検査用	21	32	53	21.5
試験研究 検査機関	⑤ その他	0	1	1	0.4
	小計	57	74	131	53.0
	構成比(%)	43.5	56.5		
	⑥ 医療用	2	10	12	4.9
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	1	0.4
区派 油油版的	⑧ 施設設備	0	1	1	0.4
	小計	2	12	14	5.7
	構成比(%)	14.3	85.7		
	⑨ 特定業務用	3	9	12	4.9
公 の 施 設 (医療・福祉	⑩施設設備	3	0	3	1.2
機関を除く)	小計	6	9	15	6.1
	構成比(%)	40.0	60.0		
	⑪特定業務用	3	6	9	3.7
	⑩ 特定事務用	1	2	3	1.2
その他の機関	③ 非常用	3	0	3	1.2
の心の成内	14 検査用	0	1	1	0.4
	小計	7	9	16	6.5
	構成比(%)	43.7	56.3		
計		96	151		247
	構成比(%)	38.9	61.1		100

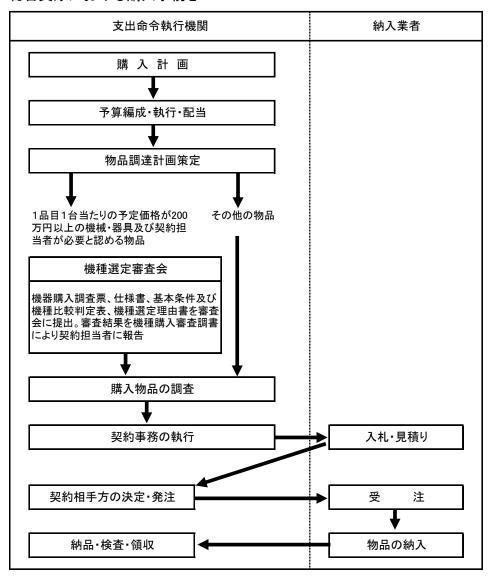
# 2 対象備品の購入状況

# (1) 指定物品の購入手続き制度(基本的流れ)

# 本庁における購入手続き



# 総合支庁における購入手続き



#### (2) 購入の目的や必要性は整理されているか

購入の目的・必要性が政策目的との関連性を踏まえて整理されているか、政策 目的の整理状況について確認を行ったところ、政策目的の整理は4機関 (13.3%) 21備品(8.5%) に留まっている。

一方、事務事業レベルといえる購入の目的・必要性については、247件全て において整理されている。

購入の目的・必要性の整理の内容をみると、法令や教育計画、施設の設置目的 などから「当然整備しなければならないもの」(※1参照)が150件(60.7%) と最も多くなっており、次いで「試験研究テーマに基づき必要とされるもの」 (※2参照)が71件(28.8%)、「業務の効率化を図るため必要とされるもの」

(※3参照)が21件(8.5%)、「緊急時の業務継続のため必要とされるもの」

(※4参照)が3件(1.2%)などとなっている。

#### (表5) 購入の目的・必要性

単位:件

		当 然 整 備 しなければ	試 験 研 究 テーマに基	業 務 の 効 率化を図る	緊 急 時 の 業 務 継 続		Ī	i <del>l</del>
使用機関	用途	ならないもの	づき必要と されるもの	ため必要と されるもの	のため必要と されるもの	その他		構成比
		<b>※</b> 1	<b>%</b> 2	<b>※</b> 3	<b>※</b> 4			(%)
	① 実習用	69	0	1	0	0	70	28.3
教 育 機 関	② その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小 計	69	0	2	0	0	71	28.7
	③ 試験研究用	1	69	7	0	0	77	31.1
試験研究	4 検査用	51	2	0	0	0	53	21.5
検査機関	⑤ その他	0	0	1	0	0	1	0.4
	小 計	52	71	8	0	0	131	53.0
	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	12	4.9
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	1	0.4
医原 油 性 (成) 民	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	14	0	0	0	0	14	5.7
公の施設	⑨ 特定業務用	9	0	2	0	1	12	4.9
びの 旭 設 (医療・福祉 機関を除く)	⑩ 施設設備	3	0	0	0	0	3	1.2
版例では、	小 計	12	0	2	0	1	15	6.1
	⑪ 特定業務用	2	0	6	0	1	9	3.7
	⑫ 特定事務用	0	0	3	0	0	3	1.2
その他の機関	① 非常用	0	0	0	3	0	3	1.2
	(4) 検査用	1	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	3	0	9	3	1	16	6.5
計	-	150	71	21	3	2	247	100
	構成比(%)	60.7	28.8	8.5	1.2	0.8	100	

- ※1 大気汚染防止法に基づく監視機器など法律で義務付けられているもの、高等学校における 実習用機械など教育計画に基づき使用するもの、医療・検査機関における検査機器など
- ※2 企業からの受託研究に用いる試験研究機械、県単独の研究に用いる試験研究機械など
- ※3 電算システム、フォークリフト、農機具など
- ※4 緊急時の業務継続に必要な非常用発電機

# (2) -2 更新において必要性は整理されているか

# ① 更新対象備品の使用期間

更新用として購入された151件(P7表4)について、更新対象備品の使用期間の確認を行った。

更新対象備品の使用期間については、「 $11\sim15$ 年」が38件(25.2%)と最も多くとなっており、次いで「 $16\sim20$ 年」が29件(19.2%)、「 $6\sim10$ 年」が22件(14.6%)、「 $36\sim40$ 年」が21件(13.9%)となっている。

11年以上使用されているものが127件(84.1%)となっているのに対し、5年以内のものが2件(1.3%)認められた。

使用機関別にみると、試験研究検査機関及び医療・福祉機関においては、 20年以内のものが、それぞれ56件(75.7%)、11件(91.7%)となっている。一方、教育機関では、20年以内のものが12件(25.5%)になっているのに対し、31年以上のものが31件(66.0%)になっている。

#### (表6) 更新対象備品の使用期間

単位:件

<b>休田樂問</b>	用途	1~	6 <b>~</b>	11~	16~	21~	26~	31~	36~	41年	===	+
使用機関	用 垭	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年	以上		構成比 (%)
	①実習用	0	5	3	4	3	1	1	20	10	47	31.1
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	0	5	3	4	3	1	1	20	10	47	31.1
	③ 試験研究用	0	3	19	9	1	6	2	1	0	41	27.1
試 験 研 究	4 検査用	0	10	6	8	5	3	0	0	0	32	21.2
検査機関	⑤ その他	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	0	13	26	17	6	9	2	1	0	74	49.0
	⑥ 医療用	0	2	5	2	1	0	0	0	0	10	6.5
と療・福祉機関 と療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.7
<b>卢尔 油油水</b>	⑧ 施設設備	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	0	2	6	3	1	0	0	0	0	12	7.9
公の施設	⑨ 特定業務用	0	1	1	3	0	4	0	0	0	9	6.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
(成 ) で ( )	小 計	0	1	1	3	0	4	0	0	0	9	6.0
	⑪ 特定業務用	0	1	2	2	1	0	0	0	0	6	4.0
	⑫ 特定事務用	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.3
その他の機関	① 非常用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	14 検査用	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	2	1	2	2	2	0	0	0	0	9	6.0
計		2	22	38	29	12	14	3	21	10	151	100
	構成比(%)	1.3	14.6	25.2	19.2	7.9	9.3	2.0	13.9	6.6	100	

# ② 更新する必要性の整理

更新用として購入された151件について、更新を必要とする理由の整理状況の確認を行ったところ、全ての対象備品において整理が行われていた。

更新を必要とする理由をみると、「部品の供給停止による故障発生時の対応困難」が84件(55.6%)と最も多くなっており、次いで「老朽化に伴う支障発生」(※1参照)が39件(25.8%)、「陳腐化による機能不足」(※2参照)が11件(7.3%)、「使用不能」が11件(7.3%)、「保守・保証期間切れ」が5件(3.3%)となっている。

更新を必要とする理由の構成割合について使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関において、試験研究用で「陳腐化による機能不足」の割合が、また、検査用で「老朽化に伴う支障発生」の割合が、他に比べて高くなっている。

#### (表7) 更新する必要性

単位:件

使用機関	用途	部品の供給 停止よる 故障発生時 の対応困難	老朽化に伴 う支障発生 ※1	陳腐化によ る機能不足 ※2	使 用 不 能	保守・保証 期間切れ	制度改正	計	構成比
			~						(%)
	①実習用	29	9	4	2	3	0	47	31.1
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	29	9	4	2	3	0	47	31.1
	③ 試験研究用	22	8	6	4	1	0	41	27.1
試験研究 後 養 関	4 検査用	17	14	1	0	0	0	32	21.2
検査機関	⑤ その他	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	39	23	7	4	1	0	74	49.0
	⑥ 医療用	6	4	0	0	0	0	10	6.5
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	1	0.7
<b>达</b> 療・幅征機関	⑧ 施設設備	0	1	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	7	5	0	0	0	0	12	7.9
公の施設	⑨ 特定業務用	4	1	0	4	0	0	9	6.0
公 の 施 設 (医療・福祉 機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0.0
放実で除く)	小 計	4	1	0	4	0	0	9	6.0
	⑪ 特定業務用	4	1	0	1	0	0	6	4.0
	⑫ 特定事務用	0	0	0	0	1	1	2	1.3
その他の機関	13 非常用	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	14 検査用	1	0	0	0	0	0	1	0.7
	小 計	5	1	0	1	1	1	9	6.0
計		84	39	11	11	5	1	151	100
	構成比(%)	55.6	25.8	7.3	7.3	3.3	0.7	100	

- ※1 継続して使用できるものの、使用や経年により何らかの支障が生じているもの
  - (例) 異音が発生する電動手術台、調整に時間を要する検査機器 など
- ※2 技術革新や社会情勢の変化により求められる機能の高度化に対応できず、使用できなかったもの
  - (例) ① 法令が求めるレベルでの検査を行うことができず、検査を外注せざるを得なかった検査機器
    - ② 民間企業が求めるニーズに対応できなくなった加工機器・検査機器

使用期間 (P11表6) と更新する必要性 (P12表7) との関係をみると、使用期間が「 $1\sim5$ 年」の2件は、パソコンシステムを安全に運用するためメーカーの保証期間 (5年) 内に更新しているもの及び、国の制度改正に伴い更新せざるを得なくなったものである。

メーカーの保守・保証期間切れによる更新については、 $「6 \sim 10$ 年」のものでも2件認められた。

# (表8) 使用期間と更新する必要性

単位:件

使用期間	部品の供給 停止の は の対応 困難	老朽化に伴 う支障発生 ※1	陳腐化によ る機能不足 ※2	使 用 不 能	保守・保証 期間切れ	制度改正	===	構成比 (%)
1 ~ 5 年	0	0	0	0	1	1	2	1.3
6 ~ 1 0 年	5	12	2	1	2	0	22	14.6
11~15年	24	9	2	3	0	0	38	25.2
16~20年	16	7	2	4	1	0	30	19.9
2 1 ~ 2 5 年	5	3	3	0	1	0	12	7.9
26~30年	8	3	1	2	0	0	14	9.3
3 1 ~ 3 5 年	2	1	0	0	0	0	3	2.0
36~40年	20	0	1	0	0	0	21	13.9
4 1 年 以 上	4	4	0	1	0	0	9	5.9
計	84	39	11	11	5	1	151	100
構成比(%)	55.6	25.8	7.3	7.3	3.3	0.7	100	

※1 P12表7参照

※2 P12表7参照

#### ③ 修理と更新におけるコストの比較

更新用として購入された151件について、更新対象備品を修理して使い続ける場合と新たな機器に更新する場合のコストの比較を行っているか、確認を行った。

前記「② 更新する必要性の整理」で述べた更新を必要とする理由のうち、「部品の供給停止による故障発生時の対応困難」、「陳腐化による機能不足」、「使用不能」、「保守・保証期間切れ」及び「制度改正」を理由とするものについては、もともと修理する選択肢が無いことから、「老朽化に伴う支障発生」を理由とする39件に限定してコストの比較を行っているかみると、「コストの比較を行っている」が10件(25.6%)、「コストの比較を行っていない」が29件(74.4%)となっている。

また、使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用と医療・福祉機関の特定業務用などでは、全てコストの比較が行われていなかった。

#### (表9) 修理と更新のコストの比較(「更新」のうち「老朽化に伴う支障発生」について)

単位:件

					十四:11
使用機関	用途	コストの 比 較 を 行って い る	コストの比較を 行っていない	計	コストの比較 を行っている ものの割 (%)
	① 実習用	3	6	9	33.3
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0.0
	小 計	3	6	9	33.3
	③ 試験研究用	5	3	8	62.5
試 験 研 究	④ 検 査 用	0	14	14	0.0
検査機関	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小 計	6	17	23	26.1
	⑥ 医療用	0	0	0	0.0
医療・福祉機関	⑦特定業務用	0	4	4	0.0
区7京 1田11111成民	8 施設設備	0	1	1	0.0
	小 計	0	5	5	0.0
公の施設	9 特定業務用	0	1	1	0.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0.0
放展を除く)	小 計	0	1	1	0.0
	① 特定業務用	1	0	1	100.0
	⑫特定事務用	0	0	0	0.0
その他の機関	③ 非常用	0	0	0	0.0
	14 検査用	0	0	0	0.0
	小 計	1	0	1	100.0
	計	10	29	39	25.6
	構成比(%)	25.6	74.4	100	

#### (3) 利用目標は設定されているか

#### ① 数値目標の設定

評価指標となる利用日数や利用回数などの数値目標の設定状況及び、数値目標を設定しない場合におけるその理由について確認を行った。

数値目標の設定状況については、「設定している」が38件(15.4%)、「設定していない」が209件(84.6%)となっている。

数値目標を設定していない 209 件について、設定しない理由をみると、「ア教育計画に基づき使用するため」が 64 件 (30.6%) で最も多くなっており、次いで「イ 常時使用するため」が 43 件 (20.6%)、「ウ 行政需要に応じて使用するため」が 38 件 (18.2%)、「エ 試験研究に使用するため」が 37 件 (17.7%)、「オ 相手方の需要に応じて使用するため」が 27 件 (12.9%) となっている。

使用機関別・用途別にみると、「設定している」は試験研究検査機関の試験研究用で多くなっている。「設定していない」のうち、「イ 常時使用するため」や「ウ 行政需要に応じて使用するため」を理由とするものは、試験研究検査機関の検査用で多くなっている。

また、購入の目的・必要性との関係をみると、「当然整備しなければならない もの」について、設定していないものが多くなっている。

# (表10)数値目標の設定状況

単位:件

th co.   # 88	- ·	設定し			設定して	こいない			-1	設定している
使用機関	用途	ている		ア	1	ゥ	I	オ	計	ものの割合 (%)
	① 実習用	3	67	64	0	0	3	0	70	4.3
教 育 機 関	② その他	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
	小 計	3	68	64	1	0	3	0	71	4.3
	③ 試験研究用	30	47	0	1	11	34	1	77	39.0
試 験 研 究	④ 検査用	1	52	0	31	19	0	2	53	1.9
検査機関	⑤ その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0
	小 計	31	100	0	32	31	34	3	131	23.7
	⑥医療用	0	12	0	0	0	0	12	12	0.0
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
区	⑧ 施設設備	0	1	0	1	0	0	0	1	0.0
	小 計	0	14	0	2	0	0	12	14	0.0
公の施設	⑨ 特定業務用	1	11	0	2	0	0	9	12	8.3
(医療・福祉	⑩施設設備	0	3	0	3	0	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	1	14	0	5	0	0	9	15	6.7
	⑪ 特定業務用	2	7	0	0	4	0	3	9	22.2
	⑪ 特定事務用	0	3	0	3	0	0	0	3	0.0
その他の機関	① 非常用	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0
	14 検査用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	3	13	0	3	7	0	3	16	18.8
計	計 38		209	64	43	38	37	27	247	15.4
	構成比(%)	15.4	84.6	30.6	20.6	18.2	17.7	12.9	100	

- ア 教育計画に基づき使用するため
- イ 常時使用するため
  ウ 行政需要(行政検査、除雪等)に応じて使用するため
- エ 試験研究に使用するためオ 相手方の需要(医療需要、検査依頼等)に応じて使用するため

# (表11)数値目標の設定と購入の目的・必要性

単位:件

			購	入の目的・必要	性			
数 値 設 定 の	目 標 有 無	当 然 整 備 しなければ ならないもの	試 験 研 究 テーマに基 づき必 ま されるもの	業務の効率 化を図るた め必要とさ れるもの	緊 急 時 の 業務継続の ため必要と されるもの	その他	pia	構成比 (%)
設定して	ている	5	30	2	0	1	38	15.4
設定して	いない	145	41	19	3	1	209	84.6
計		150	71	21	3	2	247	100
	構成比(%)	60.7	28.8	8.5	1.2	0.8	100	

#### ② 数値目標以外の目標の設定

数値目標を設定しない場合において、数値目標に代わるものとして、他の目標を設定しているか確認を行った。

数値目標を設定していない 209件 (P 16表 10) のうち、「設定している」が 174件 (8 3.3%)、「設定していない」が 35件 (16.7%) となっている。

設定している174件について、設定している内容をみると、「導入目的の達成」(%1参照)が130件(74.7%)と最も多くなっており、次いで「政策目標の達成」(%2参照)が31件(17.8%)、「事業・計画の達成」(%3参照)が13件(7.5%)となっている。

また、設定していない35件について設定していない理由をみると、「毎日の定型的業務に使用」、「授業のカリキュラムで使用」、「使用方法が法律で特定」などとなっている。

#### (表12) 数値目標以外の目標の設定状況

単位:件

			設 定	している				- 100 アルフ
使用機関	用途		導入目的 の 達 成 ※1	政策目標 の 達 成 ※2	事業・計画 の 達 成 ※3	設 定して い な い	計	設定している ものの割合 (%)
	①実習用	49	49	0	0	18	67	73.1
教 育 機 関	② その他	1	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	50	50	0	0	18	68	73.5
	③ 試験研究用	43	23	8	12	4	47	91.5
試 験 研 究	④ 検査用	50	34	16	0	2	52	96.2
検 査 機 関	⑤ その他	1	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	94	58	24	12	6	100	94.0
	⑥ 医療用	12	10	2	0	0	12	100.0
■ 医療 • 福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	1	0	0	1	100.0
区7家 油油水肉	⑧ 施設設備	1	0	1	0	0	1	100.0
	小 計	14	10	4	0	0	14	100.0
公の施設	⑨ 特定業務用	4	4	0	0	7	11	36.4
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	0	0	0	3	3	0.0
機関を除く)	小 計	4	4	0	0	10	14	28.6
	⑪ 特定業務用	6	3	2	1	1	7	85.7
	⑪ 特定事務用	3	3	0	0	0	3	100.0
その他の機関	① 非常用	3	2	1	0	0	3	100.0
	14 検査用	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	12	8	3	1	1	13	92.3
計		174	130	31	13	35	209	83.3
	構成比(%)	83.3	74.7	17.8	7.5	16.7	100	

- ※1 医療機器における医療行為等での利用や検査機器における検査業務での利用など、当該備品の 導入目的にかなった利用を行うことを目標としたもの
- ※2 県内企業の支援、県民の健康維持など最終的な政策目標を実現することを目標としたもの
- ※3 検査機器における研究事業の達成や除雪機による除雪計画の達成など、事業・計画を達成する ことを目標としたもの

# (4)必要な機能の設定は適切に行われているか

#### ① 目的に照らした必要な機能の設定

購入手続きに当たって、購入目的に照らして必要な機能を設定しているか、 必要な機能が複数ある場合は優先順位を設定しているか、確認を行った。

必要な機能の設定については、当然のことながら、全ての対象備品において、 必要な機能が設定されている。

また、必要な機能が複数ある場合の優先順位の設定については、「設定している」が163件(66.0%)、「設定していない」が84件(34.0%)となっている。

使用機関別・用途別にみると、教育機関の実習用で、優先順位を「設定していない」ものの割合が高くなっている。

# (表13)必要な機能の優先順位の設定

単位:件

使用機関	用途	設 定 し て い る	設 定 し て い な い	計	設定している ものの割合 (%)
	① 実習用	11	59	70	15.7
教 育 機 関	② その他	1	0	1	100.0
	小 計	12	59	71	16.9
	③ 試験研究用	68	9	77	88.3
試験研究	④ 検査用	48	5	53	90.6
検査機関	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小 計	117	14	131	89.3
	⑥ 医療用	12	0	12	100.0
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	1	100.0
色凉 福祉成员	⑧ 施設設備	1	0	1	100.0
	小 計	14	0	14	100.0
公の施設	⑨ 特定業務用	8	4	12	66.7
(医療・福祉	⑩施設設備	3	0	3	100.0
機関を除く)	小 計	11	4	15	73.3
	⑪ 特定業務用	5	4	9	55.6
	⑪ 特定事務用	2	1	3	66.7
その他の機関	① 非常用	1	2	3	33.3
	14 検査用	1	0	1	100.0
	小 計	9	7	16	56.3
計		163	84	247	66.0
	構成比(%)	66.0	34.0	100	

# ② 候補機種の選定数

購入手続きに当たって候補機種を複数選定しているか確認を行った。

全247件のうち、「複数選定している」が224件(90.7%)、「複数選定していない」が23件(9.3%)となっている。

また、複数選定しているものについては、3機種選定しているとするものが 最も多くなっている。

複数選定していない 2 3 件について、選定していない理由をみると、「ア 仕様を満たすものが 1 機種のみ」が 1 1 件(4 7.8%)と最も多くなっており、次いで「イ 既存システム設備との関係」が 8 件(3 4.8%)、「ウ 必要な機能で仕様書を作成」が 4 件(1 7.4%)となっている。

#### (表14) 候補機種の選定数

単位:件

														単位∶件
				複数選	定して	いる			複数	選定し	ていな	۱)		複数選定し
使用機関	用途			候	補機種	の選定	数			理由			計	ているもの の割合
			2	3	4	5	6	7		ア	イ	ウ		(%)
	①実習用	62	39	20	2	0	1	0	8	4	1	3	70	88.6
教 育 機 関	② その他	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	63	40	20	2	0	1	0	8	4	1	3	71	88.7
	③ 試験研究用	73	16	45	10	2	0	0	4	3	1	0	77	94.8
試 験 研 究	④ 検査用	51	12	23	12	2	1	1	2	2	0	0	53	96.2
検査機関	⑤ その他	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	125	28	69	22	4	1	1	6	5	1	0	131	95.4
	⑥ 医療用	12	5	5	1	1	0	0	0	0	0	0	12	100.0
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
区凉 油油饭肉	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	6	5	2	1	0	0	0	0	0	0	14	100.0
公の施設	⑨ 特定業務用	9	4	5	0	0	0	0	3	0	3	0	12	75.0
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	9	4	5	0	0	0	0	6	0	6	0	15	60.0
	⑪ 特定業務用	7	1	5	1	0	0	0	2	2	0	0	9	77.8
	⑪ 特定事務用	2	2	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	66.7
その他の機関	① 非常用	3	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	3	100.0
	14 検査用	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	3	7	1	2	0	0	3	2	0	1	16	81.3
計		224	81	106	27	7	2	1	23	11	8	4	247	90.7
п	構成比(%)	90.7	36.1	47.3	12.1	3.1	0.9	0.5	9.3	47.8	34.8	17.4	100	

- ア 仕様を満たすものが1機種のみ
- イ 既存システム設備との関係
- ウ 必要な機能で仕様書を作成

# (5) ライフサイクルコストなど、幅広いコストの検討は行われているか

#### ① コストの計算

購入手続きに当たって、付属品を含めたコストの計算が行われているか、ランニングコストが計算されているか、修繕・点検・メンテナンス費用を計算しているか、処分費用を計算しているか、確認を行った。

#### (i) 付属品を含めたコストの計算

付属品を含めたコスト計算については、付属品がなかったものを除いて、 全ての対象備品で計算されている。

# (ii)ランニングコストの計算

ランニングコストの計算については、全247件のうち、「計算している」が115件 (46.6%)、「計算していない」が132件 (53.4%) となっている。

計算していない132件について、計算していない理由をみると、「ア 使用期間が設定されていない」が89件(67.4%)、「イ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」が13件(9.8%)、「ウ ランニングコストが発生しない・ランニングコストがほとんど発生しない」が12件(9.1%)、その他「エ 購入価格のみ計算している」、「オ 機種によって大きな相違がない」などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

「ウ ランニングコストが発生しない・ランニングコストがほとんど発生しない」及び「オ 機種によって大きな相違がない」は、実質的にランニングコストを計算していると捉えることができるが、「ア 使用期間が設定されていない」はコストの計算が入り口で困難となっているものであり、使用期間を設定していないことが課題となっている。

# (表15) ランニングコストの計算

単位:件

										+12.11
使用機関	用途	計算		Ī	十算してし	いない	-		計	計算している ものの割合
12/13/18/18/	713 722	している		ア	1	ウ	エ	才	ні	(%)
	① 実習用	12	58	51	3	4	0	0	70	17.1
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	58	51	3	4	0	0	71	18.3
	③ 試験研究用	42	35	30	0	2	3	0	77	54.5
試 験 研 究	④ 検査用	43	10	1	5	1	3	0	53	81.1
検査機関	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	1	0.0
	小 計	85	46	31	5	3	7	0	131	64.9
	⑥医療用	11	1	0	1	0	0	0	12	91.7
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
区凉 田田成民	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	1	0	1	0	0	0	14	92.9
公 の 施 設	⑨ 特定業務用	1	11	4	4	0	0	3	12	8.3
( 医 療 · 福 祉	⑩施設設備	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	1	14	4	4	3	0	3	15	6.7
	⑪ 特定業務用	2	7	2	0	2	1	2	9	22.2
	⑩ 特定事務用	1	2	1	0	0	1	0	3	33.3
その他の機関	③ 非常用	0	3	0	0	0	2	1	3	0.0
	14 検査用	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	3	13	3	0	2	4	4	16	18.8
計		115	132	89	13	12	11	7	247	46.6
	構成比(%)	46.6	53.4	67.4	9.8	9.1	8.3	5.4	100	

- ア 使用期間が設定されていない
- イ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない
- ウ ランニングコストが発生しない・ほとんど発生しない
- エ 購入価格のみ計算している
- オ 機種によって大きな相違がない

#### (iii) 修繕・点検・メンテナンス費用の計算

修繕・点検・メンテナンス費用を計算しているかについては、全247件の うち、「計算している」が116件 (47.0%)、「計算していない」が131件 (53.0%) となっている。

計算していない131件について、計算していない理由をみると、「ア 修繕はその都度行うため予め計算するのは困難」が86件(65.6%)、「イ 自前で点検・メンテナンスを実施」が21件(16.0%)、その他「ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「エ メンテナンスフリー」、「オ 予算がつかない」、「カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応」となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

「ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「オ 予算がつかない」、「カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応」を理由に検討を行わないことは、コスト意識が希薄であることの表れと考えられる。

突発的な故障による修繕を予め想定し、算定することは困難であるが、業者から故障発生率などをヒアリングし、勘案していくことも重要である。

# (表16)修繕・点検・メンテナンス費用の計算

単位:件

使用機関	用途	計算			計算	「していな	il v			計	計算している ものの割合
使用機関	用 返	している		ア	1	ウ	Н	オ	カ	П	(%)
	①実習用	12	58	50	1	2	2	3	0	70	17.1
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	58	50	1	2	2	3	0	71	18.3
	③ 試験研究用	46	31	10	19	0	2	0	0	77	59.7
試 験 研 究 検 査 機 関	④ 検査用	24	29	25	1	3	0	0	0	53	45.3
検 査 機 関	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	70	61	36	20	3	2	0	0	131	53.4
	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	0	0	0	12	100.0
と療・福祉機関 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
区7从 1田111111及1为	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	0	0	0	0	0	0	0	14	100.0
公の施設	⑨ 特定業務用	6	6	0	0	4	0	0	2	12	50.0
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	3	0	0	0	3	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	6	9	0	0	4	3	0	2	15	40.0
	⑪ 特定業務用	7	2	0	0	0	0	1	1	9	77.8
	⑩ 特定事務用	3	0	0	0	0	0	0	0	3	100.0
その他の機関	① 非常用	2	1	0	0	0	0	1	0	3	66.7
	14 検査用	1	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	3	0	0	0	0	2	1	16	81.3
計		116	131	86	21	9	7	5	3	247	47.0
	構成比(%)	47.0	53.0	65.6	16.0	6.9	5.4	3.8	2.3	100	

- ア 修繕はその都度行うため予め計算するのは困難 イ 自前で点検・メンテナンスを実施 ウ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない エ メンテナンスフリー オ 予算がつかない カ 指定管理者が委託料の範囲内で対応

#### (iv) 処分費用の計算

処分費用を計算しているかについては、全247件のうち、「計算している」が108件(43.7%)、「計算していない」が139件(56.3%)となっている。

計算していない139件について、計算していない理由をみると、「ア 処分の必要が生じた時点で計算」が64件(46.0%)、「イ 処分費用に差がない」が45件(32.4%)、「ウ 処分費用がかかっても必要」が15件(10.8%)、その他「エ 処分費用が高額ではない」、「オ 建物と一体的に処分予定」、「カ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない」、「キ 指定管理者が負担する」となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用及び医療・福祉機関の医療用で「計算している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の 実習用で「計算していない」ものの割合が高くなっている。

全ての指定物品について必要とは言えないが、少なくない指定物品が処分のための予算を確保できず、使用されないまま放置されている実態を踏まえれば、予め処分に多額の経費を要するか検討を行い、必要に応じ処分費用を想定していくことは重要である。

#### (表17)処分費用の計算

単位:件

H- 57 144 BB	- ·	計算			計算	していた	よい				-1	計算している
使用機関	用途	している		ア	1	ウ	Н	オ	カ	+	計	ものの割合 (%)
	①実習用	14	56	9	44	0	1	2	0	0	70	20.0
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	15	56	9	44	0	1	2	0	0	71	21.1
	③ 試験研究用	38	39	37	0	0	2	0	0	0	77	49.4
試 験 研 究	④ 検査用	32	21	3	0	14	0	0	4	0	53	60.4
検 査 機 関	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	70	61	41	0	14	2	0	4	0	131	53.4
	⑥医療用	11	1	0	0	1	0	0	0	0	12	91.7
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
区凉 油缸成内	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	1	0	0	1	0	0	0	0	14	92.9
公の施設	⑨ 特定業務用	4	8	7	0	0	0	0	0	1	12	33.3
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	3	0	0	0	0	3	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	4	11	7	0	0	0	3	0	1	15	26.7
	⑪ 特定業務用	6	3	3	0	0	0	0	0	0	9	66.7
	⑫ 特定事務用	0	3	2	0	0	1	0	0	0	3	0.0
その他の機関	① 非常用	0	3	2	1	0	0	0	0	0	3	0.0
	14 検査用	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0.0
	小 計	6	10	7	1	0	2	0	0	0	16	37.5
計		108	139	64	45	15	5	5	4	1	247	43.7
	構成比(%)	43.7	56.3	46.0	32.4	10.8	3.6	3.6	2.9	0.7	100	

- ア 処分の必要が生じた時点で計算
- イ 処分費用に差がない
- ウ 処分費用がかかっても必要
- エ 処分費用が高額ではない
- オ 建物と一体的に処分予定
- カ 国等から指定された機種や限定された機種であるため、計算する余地がない
- キ 指定管理者が負担する

#### ② コストの比較検討

購入手続きに当たって候補機種ごとのコスト比較検討が行われているか、確認を行った。

全247件のうち、「検討している」が223件(90.3%)、「検討していない」が24件(9.7%) となっている。

検討していない24件について、検討していない理由をみると、「候補機種が1機種」が23件(95.8%)、「性能で比較」が1件(4.2%)となっている。コストの比較検討については、候補機種が1機種しかないことが障害となっており、制度として候補機種の選定方法を適切なものとする必要がある。

また、実施されているコストの比較検討そのものが、部品等などを含めた購入価格のみの比較検討に留まっており、ライフサイクルコストに対する理解の促進が課題となっている。

#### (表18) コストの比較検討

単位:件

/± CD +4% 818	п .	検 討し		検討していなし	,1	=1	検討している
使用機関	用途	ている		候補機種 が1機種	性 能 で 比 較	計	ものの割合 (%)
	①実習用	62	8	8	0	70	88.6
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	63	8	8	0	71	88.7
	③ 試験研究用	73	4	4	0	77	94.8
試 験 研 究	4 検査用	51	2	2	0	53	96.2
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	125	6	6	0	131	95.4
	⑥ 医療用	12	0	0	0	12	100.0
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	1	100.0
区原 油仙成民	⑧ 施設設備	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	0	0	0	14	100.0
公の施設	⑨ 特定業務用	9	3	3	0	12	75.0
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	3	3	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	9	6	6	0	15	60.0
	⑪ 特定業務用	6	3	2	1	9	66.7
	⑫ 特定事務用	2	1	1	0	3	66.7
その他の機関	① 非常用	3	0	0	0	3	100.0
	14 検査用	1	0	0	0	1	100.0
	小 計	12	4	3	1	16	75.0
計		223	24	23	1	247	90.3
	構成比(%)	90.3	9.7	95.8	4.2	100	

# (6) 購入と賃貸借の比較など、導入方法の検討は行われているか

購入手続きに当たって、購入と賃貸借との比較検討を行っているか、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討を行っているか、確認を行った。

# ① 購入と賃貸借との比較検討

購入と賃貸借との比較検討については、全247件のうち、「検討している」が67件(27.1%)、「検討していない」が180件(72.9%)となっている。検討していない180件について、検討していない理由をみると、「制度上購入しかない」が56件(31.1%)と最も多くなっており、次いで「賃貸借が困難」が34件(19.0%)、「過去の事例から購入の方が安価」が31件(17.2%)、「長期の使用期間を想定していることから購入の方が安価」が22件(12.2%)、「使用期間を設定していないことからコスト比較が困難」が20件(11.1%)などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用、その他の機関の特定業務用で「検討している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「検討していない」ものの割合が高くなっている。また、試験研究検査機関の検査用、公の施設の特定業務用などでは、全ての対象備品において検討されていない。

補助事業を活用した購入で賃借料が補助対象にならない場合や賃貸が困難な場合は、購入と賃貸借との比較検討は不要となるが、それ以外の場合は、積極的に比較検討を行うべきと考える。

# (表19) 購入と賃貸借の比較検討

単位:件

						検討し	ていな	い					検討している
使用機関	用途	検 討している		ア	1	ゥ	エ	オ	カ	+	ク	計	ものの割合 (%)
	①実習用	13	57	48	2	0	0	1	6	0	0	70	18.6
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	57	48	2	0	0	1	6	0	0	71	19.7
	③ 試験研究用	40	37	1	22	0	14	0	0	0	0	77	51.9
試 験 研 究	④ 検査用	0	53	3	1	31	0	15	0	1	2	53	0.0
検 査 機 関	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	40	91	4	23	31	15	15	0	1	2	131	30.5
	⑥ 医療用	4	8	0	8	0	0	0	0	0	0	12	33.3
┃ 医療 • 福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
区 / 田 田 / 风 内	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	6	8	0	8	0	0	0	0	0	0	14	42.9
公の施設	⑨ 特定業務用	0	12	3	1	0	3	4	0	0	1	12	0.0
( 医 療 · 福 祉	⑩施設設備	0	3	0	0	0	3	0	0	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	0	15	3	1	0	6	4	0	0	1	15	0.0
	⑪ 特定業務用	5	4	0	0	0	1	0	0	1	2	9	55.6
	⑫ 特定事務用	0	3	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0.0
その他の機関	① 非常用	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2	3	33.3
	14 検査用	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	7	9	1	0	0	1	0	0	1	6	16	43.8
計		67	180	56	34	31	22	20	6	2	9	247	27.1
	構成比(%)	27.1	72.9	31.1	19.0	17.2	12.2	11.1	3.3	1.1	5.0	100	

- ア 制度上購入しかない
- イ 賃貸借が困難 ウ 過去の事例から購入の方が安価
- エ 長期の使用期間を想定していることから購入の方が安価
- オ 使用期間を設定していないことからコスト比較が困難カ 予算科目から制限
- キ 賃貸借にそぐわない ク その他

# ② 備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討

備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討については、全 247件のうち、「検討している」が61件 (24.7%)、「検討していない」が 186件 (75.3%) となっている。

検討していない186件について、検討していない理由をみると、「ア 維持管理経費がほとんど発生しない」が103件(55.4%)と最も多くなっており、次いで「イ 維持管理経費は委託料で予算措置」が34件(18.3%)、「ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担」が9件(4.8%)、「エ 制度上購入しかない」が8件(4.3%)、「オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない」が8件(4.3%)などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で「検討している」ものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用で「検討していない」ものの割合が高くなっている。また、試験研究検査機関の検査用などでは、全ての対象備品において検討されていない。

「イ 維持管理経費は委託料で予算措置」や「ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担」、「オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない」ことを理由に検討を行わないことは、コスト意識が希薄であることの表れと考えられる。

#### (表20) 備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討

単位:件

<b>注 四 ※ 88</b>	使用機関 用途			検討していない						計	検討している ものの割合		
(世円候)	用 速	している		ア	1	ウ	エ	オ	カ	+	ク	ĒΤ	(%)
	①実習用	9	61	52	0	0	3	0	6	0	0	70	12.9
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	10	61	52	0	0	3	0	6	0	0	71	14.1
	③ 試験研究用	39	38	27	0	0	0	0	2	8	1	77	50.6
試 験 研 究	④ 検査用	0	53	17	31	0	3	0	0	0	2	53	0.0
検 査 機 関	⑤ その他	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	39	92	45	31	0	3	0	2	8	3	131	29.8
	⑥医療用	3	9	0	0	0	1	8	0	0	0	12	25.0
と療・福祉機関 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
区源 油油吸肉	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	4	10	0	0	0	1	8	0	0	1	14	28.6
公の施設	⑨ 特定業務用	3	9	0	2	7	0	0	0	0	0	12	25.0
( 医 療 · 福 祉	⑩ 施設設備	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	3	12	3	2	7	0	0	0	0	0	15	20.0
	⑪ 特定業務用	4	5	3	0	0	0	0	0	0	2	9	44.4
	⑫ 特定事務用	1	2	0	1	0	1	0	0	0	0	3	33.3
その他の機関	③ 非常用	0	3	0	0	1	0	0	0	0	2	3	0.0
	14 検査用	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	5	11	3	1	2	1	0	0	0	4	16	31.3
計		61	186	103	34	9	8	8	8	8	8	247	24.7
	構成比(%)	24.7	75.3	55.4	18.3	4.8	4.3	4.3	4.3	4.3	4.3	100	

- ア 維持管理経費がほとんど発生しない
- イ 維持管理経費は委託料で予算措置
- ウ 指定管理者や委託業者が経費を負担
- エ 制度上購入しかない
- オ 保守管理経費は備品購入に含めるべきではない
- カ 予算科目から制限
- キ アフターフォロー体制を計算し購入
- ク その他

#### (7) 共同利用等、効率的な利用方法の検討は行われているか

購入に当たって共同利用など効率的な利用方法の検討を行っているか、確認を 行った。

全247件のうち、「検討している」が76件(30.8%)、「検討していない」が171件(69.2%)となっている。

検討しているものについては、「現在検討を進めているもの」のほか、「既に共同利用を行っているもの」「一部に既存システムを活用しているもの」などがある。 使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関において検討しているものが 多くなっている。

検討していない171件について、検討していない理由をみると、「ア 常時使用等の使用形態から困難」が76件(44.4%)と最も多くなっており、次いで「イ 教育計画に基づく実習に使用するため困難」が57件(33.3%)、

「ウ 機器の特性から困難」が26件(15.2%)、「エ 共同利用の相手方がない」が10件(5.9%)などとなっている。

対象備品の利用について自らの機関内に限定して考えている例や、共同利用の 対象機関を県機関に限定している例が認められた。

#### (表21) 共同利用等効率的な利用方法の検討

単位:件

										単12∶11	
		検 討			検討して	こいない				検討している	
使用機関	機関 用途	使用機関 用途	している		ア	1	ゥ	I	オ	計	ものの割合 (%)
	①実習用	2	68	4	57	5	2	0	70	2.9	
教 育 機 関	② その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0	
	小 計	2	69	4	57	6	2	0	71	2.8	
	③ 試験研究用	63	14	7	0	0	5	2	77	81.8	
試 験 研 究	④ 検査用	7	46	45	0	1	0	0	53	13.2	
検 査 機 関	⑤ その他	0	1	0	0	0	1	0	1	0.0	
	小 計	70	61	52	0	1	6	2	131	53.4	
	⑥ 医療用	0	12	0	0	12	0	0	12	0.0	
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	1	0	0	0	0	1	0.0	
区凉 油缸成房	⑧ 施設設備	0	1	1	0	0	0	0	1	0.0	
	小 計	0	14	2	0	12	0	0	14	0.0	
公の施設	⑨ 特定業務用	0	12	11	0	1	0	0	12	0.0	
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	3	0	0	3	0	0	3	0.0	
放展とかて	小 計	0	15	11	0	4	0	0	15	0.0	
	⑪ 特定業務用	1	8	4	0	2	2	0	9	11.1	
	⑫ 特定事務用	1	2	1	0	1	0	0	3	33.3	
その他の機関	⑬ 非常用	1	2	2	0	0	0	0	3	33.3	
	14 検査用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0	
	小 計	4	12	7	0	3	2	0	16	25.0	
計		76	171	76	57	26	10	2	247	30.8	
	構成比(%)	30.8	69.2	44.4	33.3	15.2	5.9	1.2	100		

- ア 常時使用等の使用形態から困難
- イ 教育計画に基づく実習に使用するため困難
- ウ 機器の特性から困難
- エ 共同利用の相手方がない
- オ 共同利用の相手方が既に同様の備品を整備

#### (8) 契約手続きは適切か

#### =物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱に基づく手続き=

本県では、指定物品のうち、1品目1台当たりの予定価格が200万円以上の機械・器具及び契約担当者が必要と認める物品(以下(8)において「審査会対象機器」という。)の購入に当たっては、「物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱」(以下(8)において「要綱」という。)に基づき、機種選定(仕様の規定を含む。)を適正かつ公正に行うため、機種選定審査会(以下(8)において「審査会」という。)を設置し、その審査を経なければならない。

また、その際に、契約担当者は、審査会に対し、機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書を作成し提出するとともに、審査会は、審査の結果を、契約担当者に機器購入審査調書により報告しなければならない。

#### ① 機種選定審査会の状況

審査会対象機器について審査会を設置しているか、審査会の委員の選考基準を設定しているか、審査会に外部の専門家を招聘しているか、確認を行った。

#### (i)審査会の設置

審査会の設置については、審査会対象機器 237 件のうち、「設置している」 が 234 件 (98.7%)、「設置していない」 が 3 件 (1.3%) となっている。 設置していない 3 件は、いずれも要綱の解釈を誤り、審査会対象機器に該当しないと誤認していたものであり、不適切な取扱いと認められた。

#### (表22)機種選定審査会の設置状況

単位:件

			審査会対象機器				+12.11
使用機関	用途	設置して いる	設置してしない	小計	審 査 会非 該 当	計	構成比 (%)
	①実習用	66	2	68	2	70	28.3
教 育 機 関	② その他	1	0	1	0	1	0.4
	小 計	67	2	69	2	71	28.7
	③ 試験研究用	77	0	77	0	77	31.1
試 験 研 究	④ 検査用	53	0	53	0	53	21.5
検 査 機 関	⑤ その他	1	0	1	0	1	0.4
	小 計	131	0	131	0	131	53.0
	⑥ 医療用	12	0	12	0	12	4.9
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	1	0.4
区综 抽泄饭闲	⑧ 施設設備	1	0	1	0	1	0.4
	小 計	13	0	13	1	14	5.7
公 の 施 設	⑨ 特定業務用	10	0	10	2	12	4.9
( 医 療 · 福 祉	⑩ 施設設備	0	0	0	3	3	1.2
機関を除く)	小 計	10	0	10	5	15	6.1
	⑪ 特定業務用	8	1	9	0	9	3.7
	⑪ 特定事務用	1	0	1	2	3	1.2
その他の機関	① 非常用	3	0	3	0	3	1.2
	14 検査用	1	0	1	0	1	0.4
	小 計	13	1	14	2	16	6.5
計	<u>=</u>		3	237	10	247	100
	構成比(%)	98.7	1.3	100	10	<b>2</b> 7/	100

# (ii) 審査会の委員の選考基準

審査会の委員の選考基準については、審査会を設置している 234 件のうち、「設定している」が 203 件 (86.8%)、「設定していない」が 31 件 (13.2%) となっている。

設定していない31件について、設定していない理由をみると、「指名業者選定審査会設置要領を準用」が21件(67.7%)、「部内の職員を充てている」が7件など(22.6%)となっている。

#### (表23)機種選定審査会の委員の選考基準の設定状況

単位:件

					ていない			-nh1.7	
使用機関	用途	途にいる	途 設定し ている		指名業者 選会設置 会設準用	部職 充 の を て る	その他	計	設定している ものの割合 (%)
	①実習用	66	0	0	0	0	66	100.0	
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	1	100.0	
	小 計	67	0	0	0	0	67	100.0	
	③ 試験研究用	53	24	20	4	0	77	68.8	
試験研究検査機関	④ 検査用	51	2	0	2	0	53	96.2	
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	0	1	100.0	
	小 計	105	26	20	6	0	131	80.2	
	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	12	100.0	
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	0.0	
区源 抽111成因	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	100.0	
	小 計	13	0	0	0	0	13	100.0	
公の施設	⑨ 特定業務用	9	1	1	0	0	10	90.0	
(医療・福祉	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0.0	
機関を除く)	小 計	9	1	1	0	0	10	90.0	
	⑪ 特定業務用	6	2	0	1	1	8	75.0	
	⑩ 特定事務用	1	0	0	0	0	1	100.0	
その他の機関	① 非常用	1	2	0	0	2	3	33.3	
	14 検査用	1	0	0	0	0	1	100.0	
	小 計	9	4	0	1	3	13	69.2	
計		203	31	21	7	3	234	86.8	
	構成比(%)	86.8	13.2	67.7	22.6	9.7	100		

# (iii) 外部の専門家の招聘

審査会に外部の専門家を招聘しているかについては、審査会を設置している 234件全てについて招聘されていない。

#### ② 審査会に提出する資料等の作成状況

審査会が設置されている234件について、契約担当者が審査会に提出する機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書が実際に作成されているか、確認を行った。

機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表は、ほぼ全てにおいて作成されているが、作成されていないものは、要綱の解釈誤りや「結果的に購入金額が200万円を上回った」ことを理由とするものであり、いずれも不適切な取扱いと認められた。

機種選定理由書については、97件(41.1%)で作成されていないが、そのうち96件は「機種を限定していない」ことを理由としており、合理的なものと認められたが、残りの1件については、「国により仕様が定められている」ことを理由とするものであり、不適切な取扱いと認められた。

また、審査会が契約担当者に報告する機種購入審査調書についても、ほぼ全てにおいて作成されているが、作成されていないものは、要綱の解釈誤りによるものであり、不適切な取扱いと認められた。

#### (表24)機種購入調査票の作成状況

単位:件

作成している	作成していない	計
230	4	234

#### (表25) 仕様書の作成状況

単位:件

作成している	作成していない	計
233	1	234

#### (表26) 基本条件及び機種比較判定表の作成状況

単位:件

作成している	作成していない	計
232	2	234

#### (表27)機種選定理由書の作成状況

単位:件

<i>u</i>			作成していない				
作成し <sup>-</sup>	ている		機種を限定していない	国により仕様が 定められている	計		
	137	97	96	1	234		
構成比(%)	58.5	41.5	98.9	1.1	100		

#### (表28)機種購入審査調書の作成状況

単位:件

作成している	作成していない	計
232	2	234

## ③ 審査会における備品選定基準 (評価基準)

審査会における備品選定基準(評価基準)が設定されているか、確認を行った。

審査会が設置されている 234 件のうち、「設定している」が 51 件 (21.8%)、「設定していない」が 183 件 (78.2%) となっている。

設定されている備品選定基準には、「物品の必要性、仕様(原則複数機種が適合するもの)、機種決定等の理由(原則3機種以上選定)」、「1機種限定の場合はその妥当性、複数機種該当の場合は必要最小限の仕様」などを明確にするよう記載されていた。

設定していない 183 件について、設定していない理由をみると、「審査会の判断」に任せているが 96 件(52.4 %)と最も多くなっており、次いで「基準作成は困難」が 40 件(21.8 %)、「個別対応」が 38 件(20.7 %)などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、医療・福祉機関の医療用では、全てにおいて 設定されている。

当然のことながら、備品選定基準(評価基準)に個別の仕様まで盛り込むことは困難ではあるが、設定されている選定基準のように基本方針を定めれば足りると考えられるものであり、また、要綱は、審査会の機能として「機種の選定」のみならず、「仕様の規定」も予定しており、審査の適正かつ公正性の確保、透明性の確保という観点から、備品選定基準(評価基準)の設定を積極的に進めるべきと考える。

## (表29)機種選定審査会における備品選定基準の設定状況

単位:件

					=0.41	-1.421.				
使用機関	用途	設 定			設正し	していない 			計	設定している ものの割合
2/11/2021	7.1 ZE	している		審査会の 判 断	基準作成 は 困 難	個別対応	機種選定しない	その他	11	(%)
	①実習用	12	54	48	0	3	0	3	66	18.2
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	54	48	0	3	0	3	67	19.4
	③ 試験研究用	1	76	44	0	31	1	0	77	1.3
試験研究 機関	④ 検査用	14	39	1	37	0	0	1	53	26.4
検査機関	⑤ その他	0	1	0	0	1	0	0	1	0.0
	小 計	15	116	45	37	32	1	1	131	11.5
	⑥ 医療用	12	0	0	0	0	0	0	12	100.0
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
区 原 : 抽 性 成 民	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	13	0	0	0	0	0	0	13	100.0
公の施設	9 特定業務用	4	6	3	2	0	0	1	10	40.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
放倒を除く)	小 計	4	6	3	2	0	0	1	10	40.0
	⑪ 特定業務用	3	5	0	1	2	1	1	8	37.5
	⑩ 特定事務用	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0
その他の機関	① 非常用	2	1	0	0	1	0	0	3	66.7
	14 検査用	0	1	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	6	7	0	1	3	1	2	13	46.2
計		51	183	96	40	38	2	7	234	21.8
構成比(%)		21.8	78.2	52.4	21.8	20.7	1.2	3.9	100	

### 3 対象備品の利用状況

## (1) 利用状況は把握されているか

### ① 年間利用日数

平成24年度の年間利用日数について確認を行った。 全247件において年間利用日数が把握されており、「365日」(毎日)が38件(15.4%)、「364~250日」(概ね開庁日以上)が11件(4.5%)、「249~150日」(概ね週3日以上)が32件(12.9%)、「149~50日」(概ね週1日以上)が64件(25.9%)、「49~1日」(概ね週1日未満)が98件(39.7%)、「0日」が4件(1.6%)となっている。使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用で「365日」(毎日)利用しているものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用、試験研究検査機関の試験研究用及び公の施設の特定業務用では、「49~1日」(概ね週1日未満)利用しているものの割合が高くなっている。

## (表30)年間利用日数(平成24年度)

単位:件

使用機関	用途	365日	364~ 250日	249~ 150日	149~ 50日	49~ 1日	0日	計	構成比 (%)
	① 実習用	0	1	18	15	36	0	70	28.3
教 育 機 関	② その他	0	0	1	0	0	0	1	0.4
	小 計	0	1	19	15	36	0	71	28.7
	③ 試験研究用	3	0	4	33	37	0	77	31.1
試 験 研 究	④ 検査用	28	2	5	10	7	1	53	21.5
検査機関	⑤ その他	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	31	2	9	43	45	1	131	53.0
医療・福祉機関	⑥ 医療用	2	2	3	3	2	0	12	4.9
	⑦ 特定業務用	0	1	0	0	0	0	1	0.4
	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	3	3	3	3	2	0	14	5.7
公の施設	⑨ 特定業務用	0	2	1	1	8	0	12	4.9
( 医 療 · 福 祉	⑩ 施設設備	3	0	0	0	0	0	3	1.2
機関を除く)	小 計	3	2	1	1	8	0	15	6.1
	⑪ 特定業務用	0	1	0	2	5	1	9	3.7
	⑪ 特定事務用	1	2	0	0	0	0	3	1.2
その他の機関	③ 非常用	0	0	0	0	1	2	3	1.2
	14 検査用	0	0	0	0	1	0	1	0.4
	小 計	1	3	0	2	7	3	16	6.5
計		38	11	32	64	98	4	247	100
	構成比(%)	15.4	4.5	12.9	25.9	39.7	1.6	100	

また、年間利用日数が少ないものとして、年間利用日数が50日未満(概ね週1日未満)の102件について、利用日数が少ない理由の確認を行ったところ、「ア 需要の結果による」とするものが31件(30.4%)と最も多くなっており、次いで「イ 授業のカリキュラムによる」とするものが30件(29.4%)、「ウ 利用期間が限定」されていることによるとするものが14件(13.7%)、「エ 年度途中に購入」したことによるとするものが8件(7.8%)などとなっている。

このうち、利用日数が0日の4件(P34表30)の理由をみると、3件は、「キ 非常時にのみ使用」や「平成24年度訓練用に購入したものについて、当該年度の訓練内容が急遽変更なったため」(25年度は利用している)のものであり、やむを得ないものと認められた。

残りの1件は、平成24年11月に取得した試験研究検査機関の検査用において、翌月から翌年7月まで、当該機器を設置する施設の改修工事が行われたため、その間利用ができなかったものであり、取得時期が適切でなかったと認められた。

#### (表31) 年間利用日数が50日未満(概ね週1日未満)の理由

単位:件

											辛四.17
使用機関	用途	ア	1	ゥ	т	オ	カ	+	þ	計	構成比 (%)
	①実習用	1	30	3	0	2	0	0	0	36	35.3
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	1	30	3	0	2	0	0	0	36	35.3
	③ 試験研究用	16	0	7	5	4	4	0	1	37	36.3
試 験 研 究 検 査 機 関	④ 検査用	3	0	0	2	1	0	0	2	8	7.8
検 査 機 関	⑤ その他	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.0
	小 計	19	0	8	7	5	4	0	3	46	45.1
	⑥ 医療用	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2.0
医療 · 福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
区综 油仙成民	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2.0
公 の 施 設	⑨ 特定業務用	7	0	0	0	0	0	0	1	8	7.8
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
機関を除く)	小 計	7	0	0	0	0	0	0	1	8	7.8
	⑪ 特定業務用	2	0	3	0	0	0	0	1	6	5.9
	⑪ 特定事務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
その他の機関	① 非常用	0	0	0	0	0	0	3	0	3	2.9
	14 検査用	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1.0
	小 計	2	0	3	1	0	0	3	1	10	9.8
計		31	30	14	8	7	4	3	5	102	100
	構成比(%)	30.4	29.4	13.7	7.9	6.9	3.9	2.9	4.9	100	

- ア 需要(医療需要、検査依頼件数、受託試験依頼件数等)の結果による
- イ 授業のカリキュラムによる
- ウ 利用期間が限定
- エ 年度途中に購入
- 才 効率的運用
- カ 短期間で目的達成
- キ 非常時にのみ使用
- ク その他

## ② 利用状況の把握方法

併せて、利用状況の把握方法について確認を行った。

全247件のうち、「記録簿」で把握しているものが160件(64.8%)と最も多くなっており、「他の方法で把握」しているものでは、「カリキュラムで把握」が59件(23.9%)、「毎日稼動」が18件(7.3%)、「他の記録等で把握」が6件(2.4%)となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関においては、試験研究用、 検査用とも、記録簿により把握しているものの割合が高くなっているのに対し、 教育機関の実習用では、「カリキュラムで把握」しているものの割合が高くなって いる。

### (表32) 年間利用日数の把握方法

単位:件

		記録簿		他の方	法で把握		使用実績		
使用機関	用途	で把握		カリキュラ ムで把握	毎日稼動	他の記録 等で把握	使用美穂 と	計 70 1 71 77 53 1 131 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	構成比 (%)
	①実習用	10	60	59	1	0	0	70	28.3
教 育 機 関	② その他	0	1	0	1	0	0	1	0.4
	小 計	10	61	59	2	0	0	71	28.7
	③ 試験研究用	69	7	0	2	5	1	77	31.1
試験研究 機関	④ 検査用	50	3	0	3	0	0	53	21.5
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	120	10	0	5	5	1	131	53.0
	⑥ 医療用	7	5	0	4	1	0	12	4.9
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	0	1	0.4
区凉 油缸放风	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	9	5	0	4	1	0	14	5.7
公の施設	⑨ 特定業務用	10	2	0	2	0	0	12	4.9
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	3	0	3	0	0	3	1.2
坂田と际て	小 計	10	5	0	5	0	0	15	6.1
	⑪ 特定業務用	8	0	0	0	0	1	9	3.7
	⑩ 特定事務用	1	2	0	2	0	0	3	1.2
その他の機関	① 非常用	1	0	0	0	0	2	3	1.2
	⑭ 検査用	1	0	0	0	0	0	1	0.4
	小 計	11	2	0	2	0	3	16	6.5
計		160	83	59	18	6	4	247	100
	構成比(%)	64.8	33.6	23.9	7.3	2.4	1.6	100	

## (2) 利用目標は達成されているか

### ① 利用状況の検証

利用状況の検証を行っているか、確認を行った。

全247件のうち、「検証している」が153件(61.9%)、「検証していない」が94件(38.1%)となっている。

検証している 153 件について検証の方法を確認したところ、「数値目標で検証」が 56 件 (36.6%)、「数値目標以外の目標で検証」が 97 件 (63.4%) となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で「数値目標で検証」しているものの割合が高くなっているのに対し、同機関の検査用では、「数値目標以外の目標で検証」しているものの割合が高くなっている。

一方で、「検証していない」ものの割合は、教育機関の実習用、医療・福祉機関の医療用及び公の施設の特定業務用で高くなっている。

#### (表33) 利用状況の検証

単位:件

			検証している				検証している
使用機関	用途		数値目標 で 検 証	数値目標 以外の目標 で 検 証	検証して い な い	計	ものの割合 (%)
	① 実習用	21	7	14	49	70	30.0
教 育 機 関	② その他	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	21	7	14	50	71	29.6
	③ 試験研究用	67	35	32	10	77	87.0
試験研究 機對	④ 検査用	49	7	42	4	53	92.5
検査機関	⑤ その他	1	0	1	0	1	100.0
	小 計	117	42	75	14	131	89.3
医療・福祉機関	⑥ 医療用	3	2	1	9	12	25.0
	⑦ 特定業務用	1	1	0	0	1	100.0
	⑧ 施設設備	1	1	0	0	1	100.0
	小 計	5	4	1	9	14	35.7
公の施設	⑨ 特定業務用	1	1	0	11	12	8.3
(医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	0	0	0	3	3	0.0
機関を除く)	小 計	1	1	0	14	15	6.7
	⑪ 特定業務用	5	1	4	4	9	55.6
	⑫ 特定事務用	0	0	0	3	3	0.0
その他の機関	③ 非常用	3	0	3	0	3	100.0
	14 検査用	1	1	0	0	1	100.0
	小 計	9	2	7	7	16	56.3
計 		153	56	97	94	247	61.9
構成比(%)		61.9	36.6	63.4	38.1	100	

備品購入に当たっての利用目標の設定(P  $16 \cdot 17$ 表  $10 \sim 12$ )と利用状況の検証との関係をみると、利用目標を「設定している」 212件のうち、「検証している」が 137件(64.6%)、「検証していない」が 75件(35.4%) となっている。

このうち、「数値目標を設定」しているもの38件については、「検証している」が36件(94.7%)となっているのに対し、「数値目標以外の目標を設定」しているもの174件については、「検証している」が101件(58.0%)に留まっている。

また、備品購入時には数値目標以外の目標の設定に留まっていたが、備品使用機関において独自に数値目標を設定し検証している例が20件、備品購入時には利用目標を設定していなかったが、備品使用機関において独自に利用目標を設定し検証している例が16件(数値目標:2件、数値目標以外:14件)認められた。

## (表34) 購入に当たっての利用目標の設定と利用状況の検証状況

単位:件

			利月	月状況の検証	(備品使用機	と と と と と と と と と と と と と と と と と と と		
			検証している				=L	検証して いるもの
			数値目標 で 検 証	数値目標 以外の目 標で検証	検証して い な い	計	の割合(%)	
		設定している	137	54	83	75	212	64.6
備品購入に当 たっての利用		数値目標を設定	36	34	2	2	38	94.7
目標の設定 (支出命令機関)		数値目標以外 の目標を設定	101	20	81	73	174	58.0
	設定していない		16	2	14	19	35	45.7
	<u>=</u>		153	56	97	94	247	61.9
	構成比(%)		61.9	36.6	63.4	38.1	100	

※備品使用機関において、新たに利用目標を設定し利用状況を検証している例が16件認められた

## ② 利用目標の達成状況

利用状況の検証を行っている153件について、利用状況が利用目標を達成しているか、確認を行った。

「数値目標で検証」を行っている 5 6 件については、「達成されている」が 4 7件 (83.9%)、「達成されていない」が 9 件 (16.1%) となっている。 一方、「数値目標以外の目標で検証」を行っている 9 7 件については、「達成されている」が 9 1件 (93.8%)、「達成されていない」が 6 件 (6.2%) となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の試験研究用で、「達成されていない」ものの割合が、他の機関・用途のものに比べ高くなっている。

### (表35) 利用目標の達成状況

単位:件

		数	値目標で検	証	数値目	標以外の目	標で検証			重成され ている でいない るものの割合 (%) 20 1 95.2 0 0 0.0		
教 試検 医療・ 公 (機 関 究関 W 機 製 ・ の療を に	用途		達成され ている	達成され ていない		達成され ている	達成され ていない		達成され ている		達成されてい るものの割合 (%)	
	①実習用	7	6	1	14	14	0	21	20	1	95.2	
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
	小 計	7	6	1	14	14	0	21	20	1	95.2	
	③ 試験研究用	35	28	7	32	29	3	67	57	10	85.1	
試験研究	④ 検査用	7	6	1	42	41	1	49	47	2	95.9	
検査機関	⑤ その他	0	0	0	1	1	0	1	1	0	100.0	
	小 計	42	34	8	75	71	4	117	105	12	89.7	
	⑥ 医療用	2	2	0	1	1	0	3	3	0	100.0	
医	⑦ 特定業務用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0	
<b>卢尔</b> · 油缸饭房	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0	
	小 計	4	4	0	1	1	0	5	5	0	100.0	
<b>公の施設</b>	⑨ 特定業務用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0	
( 医 療 · 福 祉	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
放展を除く)	小 計	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0	
	⑪ 特定業務用	1	1	0	4	4	0	5	5	0	100.0	
	⑩ 特定事務用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他の機関	① 非常用	0	0	0	3	1	2	3	1	2	33.3	
	14 検査用	1	1	0	0	0	0	1	1	0	100.0	
	小 計	2	2	0	7	5	2	9	7	2	77.8	
計	計		47	9	97	91	6	153	138	15	90.2	
	構成比(%)	36.6	83.9	16.1	63.4	93.8	6.2	100	90.2	9.8		

## (3) 利用目標が達成されていない場合、要因・課題・改善策は検討されているか

利用状況の検証を行っている153件のうち、利用目標が達成されていない 15件(P39表35)について、その要因・課題の検討が行われているか、確 認を行ったところ、全てにおいて検討が行われている。

また、その要因・課題の検討に基づき改善策の検討が行われているか、確認を 行ったところ、全てにおいて改善策の検討が行われている。

### (表36) 利用目標が達成されていない場合における要因・課題の検討状況

単位:件

使用機関	用途	目標が 長期的 ※1	PR 不 足	非常時対応	その他 ※2	計	構成比 (%)
	①実習用	0	0	0	1	1	6.7
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	0	0	0	1	1	6.7
	③ 試験研究用	4	3	0	3	10	66.7
試 験 研 究	④ 検査用	0	0	0	2	2	13.3
検査機関	⑤ その他	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	4	3	0	5	12	80.0
	⑥ 医療用	0	0	0	0	0	0.0
と療・福祉機関 と療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
区凉 围证极为	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	0	0	0	0	0	0.0
公の施設	9 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0.0
放用で除て	小 計	0	0	0	0	0	0.0
	⑪ 特定業務用	0	0	0	0	0	0.0
	⑩ 特定事務用	0	0	0	0	0	0.0
その他の機関	① 非常用	0	0	2	0	2	13.3
	14 検査用	0	0	0	0	0	0.0
	小 計	0	0	2	0	2	13.3
計	計		3	2	6	15	100
	構成比(%)	26.7	20.0	13.3	40.0	100	

<sup>※1</sup> 長期目標を設定しており、監査時点において未達成のもの

<sup>※2</sup> ノウハウ不足、景気変動、訓練内容の変更

### 4 対象備品の管理状況

## (1) 管理は適切に行われているか

### ① 管理の状況

対象備品について、使用可能な状態にあるか、設置場所が適切なものであるか、付属品の管理が適切に行われているか、確認を行った。

使用可能な状態にあるかについては、監査時点で修理中の1件を含め、全 247件で使用可能な状態にある。

設置場所が適切なものであるかについては、対象備品の性能を維持するために求められる室温管理ができない場所に設置されている4件(P42表38)を除き、全て適切な場所に設置されている。

一方、求められる室温管理ができない場所に設置されている4件は、購入に当たり備品の設置条件と設置場所について十分な検討が行われなかった結果、室温管理をしていない夜間や早朝に高温又は低温となる夏季や冬季などにおいて、測定結果の信頼性を確保するため複数回の測定を余儀なくされる事態の発生が認められた。

付属品の管理が適切に行われているかについては、全て適切に行われている。

## (表37) 設置場所の状況

単位:件

使用機関	用途	適切	不適切	計	適切なも のの割合 (%)
	① 実習用	70	0	70	100.0
教 育 機 関	② その他	1	0	1	100.0
	小 計	71	0	71	100.0
	③ 試験研究用	75	2	77	97.4
試 験 研 究	④ 検 査 用	51	2	53	96.2
検査機関	⑤ その他	1	0	1	100.0
	小 計	127	4	131	96.9
	⑥ 医療用	12	0	12	100.0
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	1	100.0
区况 油油成为	8 施設設備	1	0	1	100.0
	小 計	14	0	14	100.0
公の施設	9 特定業務用	12	0	12	100.0
( 医 療 ・ 福 祉	⑩ 施設設備	3	0	3	100.0
機関を除く)	小 計	15	0	15	100.0
	⑪特定業務用	9	0	9	100.0
	⑩ 特定事務用	3	0	3	100.0
その他の機関	① 非常用	3	0	3	100.0
	(4) 検 査 用	1	0	1	100.0
	小 計	16	0	16	100.0
-	i <del>l</del>	243	4	247	98.4
	構成比(%)	98.4	1.6	100	

(表38) 対象備品の性能を維持するために求められる室温管理ができない場所に 設置されている対象備品の状況

使用機関	用途	備品名	求められる環境	設置されている場所
3	③ 試験研究用	高速液体クロマトグラフ	室温が4~35℃以内で、	夏季や冬季の室温変化が 非常に大きい分析室
試 験 研 究 検 費	⑤ 政教明元用	ガスクロマトグラフ	1日の室温変化が小さい部屋	(個別の空調が設置されていない)
15、且 1成 15	④ 検査用 高速液体クロマトグラフ		国の指針・通則で定められた	館内空調のみで個別の空調 (エアコン)がないため、
	1	ガスクロマトグラフ	常温(15~25℃)が望ましい	適正な室温の維持が困難

## ② 備品本体購入後における付属品の購入状況

本体と付属品を一体とした発注が行われているかを検証するため、備品本体購入後、本体とは別契約で付属品の購入が行われていないか、確認を行った。

全247件のうち、「購入がない」が238件(96.4%)、「購入がある」が9件(3.6%)となっている。

付属品の購入が行われている9件について購入の理由をみると、「本体は補助対象だが、付属品は補助対象外であった」ためとするものが4件、「事業の追加」によるものが3件、「予算措置がなされなかった」ためとするものが2件となっている。

「事業の追加」によるものを除き、実際に一体発注が不可能であったか検証する仕組みづくりが必要である。

### (表39) 備品本体購入後における付属品の購入状況

単位:件

		購入が		購入	がある			購入がある ものの割合 (%) 4.3 0.0 4.2 6.5 0.0 3.8 8.3 0.0
使用機関	用途	ない		補助対象外	事業の追加	予算の関係	計	ものの割合 ( % )
	①実習用	67	3	1	0	2	70	4.3
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	68	3	1	0	2	71	4.2
	③ 試験研究用	72	5	2	3	0	77	6.5
試験研究	④ 検査用	53	0	0	0	0	53	0.0
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	126	5	2	3	0	131	3.8
	⑥ 医療用	11	1	1	0	0	12	8.3
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	1	0	0	0	0	1	0.0
<b>运想</b> "抽 <b>性饭</b> 贯	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	13	1	1	0	0	14	7.1
公 の 施 設	⑨ 特定業務用	12	0	0	0	0	12	0.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	3	0	0	0	0	3	0.0
版例を除て	小 計	15	0	0	0	0	15	0.0
	⑪ 特定業務用	9	0	0	0	0	9	0.0
	⑫ 特定事務用	3	0	0	0	0	3	0.0
その他の機関	① 非常用	3	0	0	0	0	3	0.0
	4 検査用	1	0	0	0	0	1	0.0
	小 計	16	0	0	0	0	16	0.0
計		238	9	4	3	2	247	3.6
構成比(		96.4	3.6	44.5	33.3	22.2	100	

### ③ 操作職員の複数確保、操作マニュアルの整備状況

操作職員の複数確保や操作マニュアルの整備は、職員の異動にかかわらず、備品の有効活用を確保するうえで重要であるため、備品を操作する職員が複数確保されているか、操作マニュアルが整備されているか、確認を行った。

操作職員の複数確保については、5件を除き複数確保されている。

複数確保されていない5件のうち、3件については、操作できる有資格者が職員定数上1名となっているものであり、今後の人事異動において、常に有資格者が配置されるよう配慮が求められる。残りの2件については、実質的に操作できる職員が1名となっているものであり、特に資格が必要ないことから、他の職員も操作できるようOITを進める必要がある。

操作マニュアルの整備については、8件を除き整備されている。

整備されていない8件について整備されていない理由をみると、「備品の性格上操作マニュアルが不要である」とするものが7件、「操作を業務委託している」とするものが1件となっている。

※OJT: On the Job Training 職場内において、上司や先輩が実際の仕事を通じ行う訓練

## (2) 保守点検・修繕は適切に行われているか

### ① 保守点検の年間計画

保守点検の年間計画の有無、保守点検の実施者、購入時に想定した以外の保守・修繕の有無、保守管理・修繕に要した経費の確認を行った。

保守点検の年間計画については、全247件のうち、「計画がある」が

106件(42.9%)、「計画がない」が141件(57.1%)となっている。計画がない141件について、計画がない理由をみると、「職員による点検」で足りるとするものが133件(94.3%)と大部分を占めており、そのほか「保守点検の必要がない」などとなっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用、公の施設の特定業務用で「計画がある」のものの割合が高くなっているのに対し、教育機関の実習用、試験研究検査機関の試験研究用で「計画がない」のものの割合が高くなっている。

備品購入時における修理・点検・メンテナンス費用の計算 (P23表16) と保守点検の年間計画との関係をみると、保守点検の計画がありながら、備品購入時にメンテナンス費用等を計算していないものの割合が50.0%となっている。

## (表40)保守点検の年間計画の状況

単位:件

				保守点検の	)年間計画がない			計画がある
使用機関	用途	保守点検の年 間計画がある		職員による 点検、必要に 応じて業者	保守点検の 必要がない	その他	計	ものの割合 (%)
	①実習用	13	57	56	0	1	70	18.6
教 育 機 関	② その他	1	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	57	56	0	1	71	19.7
	③ 試験研究用	24	53	49	3	1	77	31.2
試験研究 後 養 機 関	④ 検査用	42	11	11	0	0	53	79.2
検査機関	⑤ その他	1	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	67	64	60	3	1	131	51.1
	⑥ 医療用	5	7	6	0	1	12	41.7
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	1	0	0	1	0.0
区凉 田田城民	⑧ 施設設備	1	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	6	8	7	0	1	14	42.9
公の施設	⑨ 特定業務用	8	4	4	0	0	12	66.7
(医療・福祉 機関を除く)	⑩ 施設設備	0	3	1	2	0	3	0.0
機関を除く)	小 計	8	7	5	2	0	15	53.3
	⑪ 特定業務用	5	4	4	0	0	9	55.6
	⑪ 特定事務用	3	0	0	0	0	3	100.0
その他の機関	③ 非常用	3	0	0	0	0	3	100.0
	14 検査用	0	1	1	0	0	1	0.0
	小 計	11	5	5	0	0	16	68.8
計		106	141	133	5	3	247	42.9
	構成比(%)	42.9	57.1	94.3	3.6	2.1	100	

## (表41) 購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の年間計画

単位:件

P# 3 P+ /-	h. 11 7	保守点検の年間				保守点検	の年間計	画がない				計画が
購入時にるメンテナン 等の 計	ス費用	計画 7				よる点検 じて業者		点検の がない	その	の他	計	あるもの の割合
4 07 B	1 <del>71</del>		構成比 (%)			構成比 (%)		構成比 (%)		構成比 (%)		(%)
計算して	いる	53	50	106	100	75.2	3	60.0	3	100.0	159	33.3
計算してし	いない	53	50	35	33	24.8	2	40.0	0	0.0	88	60.2
計		106	100	141	133	100	5	100	3	100	247	42.9

## ② 保守点検の実施者

保守点検の実施者をみると、「保守点検の年間計画がある」 106 件については、業者と委託契約を結び「委託業者」が行っているものが 79 件 (74.5%)、業者と委託契約を結ばず「職員」が行っているものが 27 件 (25.5%) となっている。

使用機関別・用途別にみると、試験研究検査機関の検査用、公の機関の特定業務用で「委託業者」とするものの割合が高くなっている。

「計画がない」141件については、「職員が行っている」ものが136件 (96.5%)、「保守点検の必要がない」ものが5件 (3.5%) となっている。

備品購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算(P23表16)と 保守点検の実施者との関係をみると、実施者が「委託業者」でありながら、購入 時にメンテナンス費用等を計算していないものの割合が50.6%となっている。

## (表42) 保守点検の実施者

単位:件

		保守点核	後の年間計画	画がある	保 <del>·</del>	守点検の年	間計画がた	, Ui		計画がある
使用機関	用途		委託 業者	職員		委託 業者	職員	点検の必 要がない	計	ものの割合 (%)
	①実習用	13	5	8	57	0	57	0	70	18.6
教 育 機 関	② その他	1	0	1	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	14	5	9	57	0	57	0	71	19.7
	③ 試験研究用	24	13	11	53	0	50	3	77	31.2
試 験 研 究	④ 検査用	42	40	2	11	0	11	0	53	79.2
検査機関	⑤ その他	1	1	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	67	54	13	64	0	61	3	131	51.1
	⑥ 医療用	5	2	3	7	0	7	0	12	41.7
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	1	0	1	0	1	0.0
区凉 田正成民	⑧ 施設設備	1	1	0	0	0	0	0	1	100.0
	小 計	6	3	3	8	0	8	0	14	42.9
公の施設	9 特定業務用	8	7	1	4	0	4	0	12	66.7
(医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	0	0	0	3	0	1	2	3	0.0
(成 ) を 除 く )	小 計	8	7	1	7	0	5	2	15	53.3
	⑪ 特定業務用	5	4	1	4	0	4	0	9	55.6
	⑫ 特定事務用	3	3	0	0	0	0	0	3	100.0
その他の機関	① 非常用	3	3	0	0	0	0	0	3	100.0
	14 検査用	0	0	0	1	0	1	0	1	0.0
	小 計	11	10	1	5	0	5	0	16	68.8
計		106	79	27	141	0	136	5	247	42.9
	構成比(%)	42.9	74.5	25.5	57.1	0	96.5	3.5	100	

## (表43) 購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算と保守点検の実施者

単位:件

保守 購入時における			点検の年間計画がある			保守点検の年間計画がない						計					計画が あるも		
メンテナンス費用等の計算			委託	業者	聙	員			委託	業者	稍	員			委託	業者	職	員	めのも のの割 合
貝用寺の司昇		構成比 (%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比(%)		構成比 (%)		構成比 (%)		構成比(%)	(%)
計算している	53	50	39	49.4	14	51.9	106	75.2	0	0.0	106	75.2	159	64.4	39	49.4	120	71.4	33.3
計算していない	53	50	40	50.6	13	48.1	35	24.8	0	0.0	35	24.8	88	35.6	40	50.6	48	28.6	60.2
計	106	100	79	100	27	100	141	100	0	0.0	141	100	247	100	79	100	168	100	42.9

### ③ 購入時に想定した以外の修繕・保守

購入時に想定した以外の修繕・保守があったかについては、全247件のうち、11件(4.5%)で発生している。

その内容をみると、「故障」によるものが7件(63.6%)と最も多くなっており、次いで「調整」が必要となったことによるものが2件、制度改正に伴い「機能の追加」が必要となったことによるものが1件、購入時に設定した「機能の不足」によるものが1件となっている。

購入時に設定した機能の不足は、平成22年3月に取得した教育機関の実習用(OA実習室PCシステム)について、バックアップが飽和状態となり、

25年1月にハードディスクを交換(80GB $\rightarrow$ 320GB)せざるを得なかったものであり、購入時における仕様設定が適切でなかったと認められた。

### (表44) 購入時に想定した以外の修繕・保守の状況

単位:件

		想只	官以外の修	≸繕•保守	点検があっ	った	想定以外の修繕・		想定以外の修繕・
使用機関	用途		故障	調整	機能 追加	機能 不足	保守点検がなかった	計	保守点検があった ものの割合(%)
	①実習用	1	0	0	0	1	69	70	1.4
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	1	0	0	0	1	70	71	1.4
	③ 試験研究用	4	4	0	0	0	73	77	5.2
試 験 研 究	④ 検査用	2	1	1	0	0	51	53	3.8
検査機関	⑤ その他	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	6	5	1	0	0	125	131	4.6
	⑥医療用	1	0	1	0	0	11	12	8.3
┃ 医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	1	1	0.0
区 凉 田 正 成 丙	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	1	0	1	0	0	13	14	7.1
公の施設	⑨ 特定業務用	1	1	0	0	0	11	12	8.3
(医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	0	0	0	0	0	3	3	0.0
(機) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対) (対	小 計	1	1	0	0	0	14	15	6.7
	⑪ 特定業務用	1	1	0	0	0	8	9	11.1
	⑫ 特定事務用	1	0	0	1	0	2	3	33.3
その他の機関	③ 非常用	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	14 検査用	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	2	1	0	1	0	14	16	12.5
計		11	7	2	1	1	236	247	4.5
	構成比(%)	4.5	63.6	18.2	9.1	9.1	95.5	100	

## ④ 保守管理・修繕に要した経費

監査対象期間において保守管理・修繕に要した経費については、40件で総額43,041千円、1件当たり1,076千円となっている。

このうち定期的な保守管理・修繕に伴うものは、29件で総額39,519千円、 1件当たり1,363千円となっている。

不定期な保守管理・修繕に伴うものは、11件で総額3,522千円、1件当たり320千円となっている。

定期的な保守管理・修繕に経費を支出している29件について、購入手続きにおける修繕・点検・メンテナンス費用の計算(P24表17)との関係をみると、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用を「計算していない」ものが6件(20.7%)となっている。

### (表45) 保守管理・修繕に要した経費の状況

単位:件・千円

				総	数∙総額	T 12	
使用機関	用途				定期	-	不定期
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育機関	① 実習用	5	1,076	4	667	1	409
<b>教育版</b>	② その他	0	1	0	1	0	ı
= 1	③ 試験研究用	17	20,706	10	19,680	7	1,026
試験研究 検査機関	④ 検査用	9	6,754	7	4,699	2	2,055
	⑤ その他	1	38	1	38	0	1
	⑥ 医療用	3	830	2	798	1	32
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	1	0	-	0	1
	⑧ 施設設備	0	-	0	-	0	-
公 の 施 設 (医療・福祉	⑨ 特定業務用	0	-	0	_	0	1
機関を除く)	⑩ 施設設備	0	1	0	1	0	ı
	⑪ 特定業務用	2	2,388	2	2,388	0	_
その他の機関	⑫ 特定事務用	3	11,249	3	11,249	0	_
	③ 非常用	0	_	0		0	
	14 検査用	0	_	0		0	
計		40	43,041	29	39,519	11	3,522
一件当たり	の金額		1,076		1,363		320

## (表 4 6) 定期的な保守管理・修繕に経費を支出しているものの 購入時における修繕・点検・メンテナンス費用の計算

単位:件

				ㅜㅗ·।
定期的に保守	守管理・修繕	計算している	計算していない	計
経費を支出	出している	23	6	29
	構成比(%)	79.3	20.7	100

### ⑤ 購入価格と保守管理に要する経費との比較

定期的な保守管理・修繕を行っている29件のうち、年間の保守管理契約額が50万円以上のもの6件について、5年間(※参照)の保守管理に要すると見込まれる経費を試算し、購入価格との比較を行った。

その結果、5年間の保守管理に要すると見込まれる経費の合計額(年間契約額×5)が購入価格を上回るものが2件(試験研究検査機関の検査用、その他の機関の特定事務用)認められた。

試験研究検査機関の検査用については、競争入札で購入し、保守点検業務は、 随意契約(3者の見積もり合わせ)により、備品の納入業者と委託契約を締結し ているものである。

その他の機関の特定事務用(サーバー)については、競争入札で購入し、運用管理保守業務は、一者随意契約により、備品の納入業者と委託契約を締結しているものである。

いずれも、当該備品の購入に当たって、修繕・点検・メンテナンス費用は計算されておらず、備品購入のみの契約と維持管理を含めた契約との比較検討も行われていない。

### (表47) 購入価格と保守管理に要する経費との比較

使用機関	備品区分	備品No	購入価格	保 守 管 理 契 約 額	保守管理に要す	する経費の試算
				(年間)	5年	購入価格との比較
	③ 試験研究用	74	35,490	3,990	19,950	56.2%
試験研究 検査機関	③ 試験研究用	83	16,632	693	3,465	20.8%
検査機関	③ 試験研究用	107	15,540	966	4,830	31.1%
	④ 検 査 用	51	3,853	944	4,720	122.5%
その他の機関	⑫ 特定事務用	41	16,905	2,275	11,375	67.3%
での他の版例	⑫ 特定事務用	185	2,782	1,317	6,585	236.7%

※ 本県において、賃借契約(機械リース)の長期契約を締結する場合は、原則5年以内であることから、5年を基準として比較した。

### (3) 処分方法は検討されているか

対象備品に係る処分方法の基本方針を策定しているか、確認を行った。 全247件のうち、処分の基本方針を「策定している」が35件(14.2%)、 「策定していない」が212件(85.8%)となっている。

策定している35件についてその内容をみると、「イ 国が決定する又は国に返 納する」とするものが5件あるものの、25件は「ア 鉄くずとして売却」する、 2件は「ウ 処分方法の優先順位(所管換え、売却、廃棄)を定めている」もの であり、個別の対象備品に沿った具体的な処理方針が策定されているものは認め られなかった。

指定物品の特殊性から、廃棄処分に当たって多額の経費を要する場合も想定さ れることから、このような観点に立った検討を、購入手続きの一環として行うこ とが必要と考えられる。

#### (表48) 備品処分の基本方針策定状況

単位:件

使用機関	用途			策定し	ている			策定して	計	策定している ものの割合
使用饭房	用 述		ア	1	ゥ	エ	オ	いない	āl	(%)
	① 実習用	2	0	0	0	1	1	68	70	2.9
教 育 機 関	② その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	2	0	0	0	1	1	69	71	2.8
	③ 試験研究用	0	0	0	0	0	0	77	77	0.0
試験研究	④ 検査用	31	25	5	1	0	0	22	53	58.5
検査機関	⑤ その他	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	31	25	5	1	0	0	100	131	23.7
	⑥ 医療用	0	0	0	0	0	0	12	12	0.0
医療・福祉機関	⑦ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	⑧ 施設設備	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	0	0	0	0	0	0	14	14	0.0
公 の 施 設	⑨ 特定業務用	0	0	0	0	0	0	12	12	0.0
(医療・福祉機関を除く)	⑩ 施設設備	0	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	小 計	0	0	0	0	0	0	15	15	0.0
	⑪ 特定業務用	1	0	0	1	0	0	8	9	11.1
	⑩ 特定事務用	1	0	0	0	1	0	2	3	33.3
その他の機関	① 非常用	0	0	0	0	0	0	3	3	0.0
	14 検査用	0	0	0	0	0	0	1	1	0.0
	小 計	2	0	0	1	1	0	14	16	12.5
計		35	25	5	2	2	1	212	247	14.2
	構成比(%)	14.2	71.4	14.3	5.7	5.7	2.9	85.8	100	

- ア 鉄くずとして売却
- イ 国が決定する又は国に返納する ウ 処分方法(所管換、売却、廃棄)の優先順位を定めている
- エ 処分費用はかからない
- オ 更新時に下取り予定

## 第3 監査の意見

平成20年度からの5年間に県が購入した高額な備品247件について、経済性・ 効率性・有効性の視点に立った購入・利用・管理が行われているかについて監査を実施したところであるが、このような視点に立った購入・利用・管理の実現に当たっては、購入のみならず、その後の保守管理なども含めた経済的合理性の追求による経費の節減に努めるとともに、数値目標等の利用目標の設定と実績の検証を通して効率的かつ効果的な施策展開を図ることが重要である。

監査の結果、購入する際の目的・必要性の整理や既存対象備品を更新する際の必要性の検証など、予算要求上求められる事項については、概ね適切に行われていると認められたが、一方で、ライフサイクルコスト等幅広い視点に立ったコストの比較検討など経済的合理性の追求、購入時における数値目標等の利用目標の設定と実績の検証について課題が認められた。

また、購入手続きなどにおいて、不適切な事例も認められた。

このため、備品の購入等に当たっては、経済的合理性がより一層追求されるよう、また、数値目標の設定と実績の検証が徹底されるよう検討し、対策を講じられることを提言する。さらに、不適切な事例の再発防止の観点から、機種選定審査会の機能強化を図られたい。

## 1 経済的合理性の追求

### (1) ライフサイクルコストの検討

対象備品の購入に当たって、ランニングコストや修繕・点検・メンテナンス費用、処分費用が計算されていないものが多く認められた。

また、保守点検の年間計画が存在しながら、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用が計算されていないものや、保守点検を業者に委託しながら、購入時に修繕・点検・メンテナンス費用が計算されていないもの、5年間の保守管理・修繕の合計額が当該対象備品の購入額を上回ると見込まれるものも認められた。

今後の財政状況を踏まえた場合、指定物品の購入についても、公共施設を整備する場合と同様、将来負担額を踏まえながら、必要とする機能を検討、設定する必要があると思料される。

指定物品の購入に当たって、ランニングコストや修繕・点検・メンテナンス費用、処分費用などのライフサイクルコストを想定し比較する仕組みを検討する必要がある。

#### (2) 導入方法の検討

対象備品の購入に当たって、購入と賃貸借との比較検討や、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討が行われているものは4分の1程度に留まっており、前述したように、5年間の保守管理・修繕の合計額が当該対象備品の購入額を上回ると見込まれるものも認められた。

将来負担額も踏まえた、経済的合理性のある契約方法を導入する必要があると 思料される。

賃貸借可能なものや予算上の制約がないものに限られるが、多額の維持管理経費や運営費が予想される指定物品の購入に当たっては、購入と賃貸借との比較検

討や、備品購入のみの契約と維持管理等を含めた契約との比較検討を行う仕組み を検討する必要がある。

### (3) 候補機種の複数選定

対象備品の購入に当たって、候補機種を1機種しか選定していないために、コストの比較が行われていないものが認められた。

当然、求められる機能上、候補機種が1機種に絞られる場合もあるが、候補機種を複数選定しコストの比較を行うことが、経済的合理性を追求するに当たって効果的であると思料される。

機種選定審査会における基本原則として備品選定基準(評価基準)を定め、その内容として、「原則複数機種が該当する仕様を定めること」や「1機種に限定する仕様を定める場合はその合理的理由を説明すること」などを盛り込むことを検討する必要がある。

### (4)修理と更新のコストの比較

継続して使用できるものの、使用や経年により何らかの支障が生じている備品からの買換えである更新に当たって、修理と更新のコストの比較が行われていないものが認められた。

修理すれば機能的に継続利用が可能な指定物品については、修理と更新のコストの比較を行う仕組みを検討する必要がある。

### (5) 共同利用の拡大

限られた予算で購入する高額な備品を共同で利用することは、経済的合理性の 追求や有効活用の観点から拡大していくべきものと考えるが、多くの対象備品に おいて共同利用の検討が行われていない傾向が認められた。

常時使用などの使用頻度や備品の特性などから共同利用が困難なものも多数あるが、共同利用の可能性を検討するという仕組みを導入できないか、今後の検討課題とされたい。

#### 2 数値目標の設定と実績の検証の徹底

当然に整備しなければならない対象備品を中心として、機種選定時点に、PDC Aサイクルの実施に当たって不可欠となる利用目標の設定が行われていないものや、利用目標が設定されていても利用状況の検証が行われていないものが認められた。

これらのものについても、設定した機能が導入目的の実現という観点から妥当なものであったか (機能不足だけでなく、オーバースペックという視点も含めて)、利用方法が当該対象備品の活用 (利用促進) という観点から妥当なものであったか、PDCAサイクルで検証することは必要であると思料する。

また、目標の設定に当たっては、一般的に、政策実現との関係から、アウトプット(実績)ではなくアウトカム(成果)の設定が望ましいとされているが、指定物品の購入に係る目標の設定については、指定物品が事務事業を実施するためのツール(道具)に留まることから、アウトカム(成果)ではなく、アウトプット(実績)を目標とすることが適切であると思料する。

全ての指定物品について、機種選定時に、想定利用日数や想定利用件数、仕様設 定時に想定した能力などを数値目標として設定し、実際の利用状況(利用日数実績、 利用件数実績、実際に必要とされた能力など)と検証する仕組みを検討する必要がある。

なお、機種選定に当たって、利用日数や利用件数を想定し、利用目標として設定することは、費用対効果という観点から、必要な機能(スペック)を検討する材料を提供することにも繋がり、経済的合理性の追求にも効果があるものと思料する。

※オーバースペック:機械等に多くの又は高い性能を採り入れ過ぎること。

## 3 機種選定審査会の機能の強化

監査の結果、次の不適切な事例が認められた。

- ① 「物品調達等及び業務委託に係る入札・契約事務実施要綱」(以下「要綱」という。)では、指定物品のうち1品目1台当たりの予定価格が200万円以上の機械・器具及び契約担当者が必要と認める物品の購入に当たっては、機種の選定(仕様の規定を含む。)を適正かつ公正に行うため、機種選定審査会を設置し、その審査を経なければならないとしているが、要綱上、機種選定審査会の審査が必要な237件のうち、合理的な理由がないまま機種選定審査会の審査を経ずに購入されたものが3件認められた。
- ② 要綱では、契約担当者は、機種選定審査会に審査を依頼するに当たって、機種購入調査票、仕様書、基本条件及び機種比較判定表、機種選定理由書を作成し、提出しなければならないことになっているが、作成されていないものが、それぞれ4件、1件、2件、1件認められた。また、要綱に基づき、機種選定審査会が契約担当者に報告しなければならない機種購入審査調書についても、作成されていないものが2件認められた。
- ③ 対象備品(試験研究検査機関の検査用機器)の購入直後、当該対象備品の設置場所が改修工事に入ったため、当該対象備品が長期間(平成24年11月~平成25年7月)にわたって使用できなかったものが1件認められた。
- ④ 対象備品(試験研究検査機関の試験研究用機器及び検査用機器)の購入に当たり、当該対象備品の設置条件と設置場所の環境について十分な検討が行われなかった結果、当該対象備品の性能を維持するのに必要とされる室温管理ができない場所に設置されたことから、測定結果の信頼性を確保するため複数回の測定を余儀なくされるなど、非効率な利用が行われているものが4件認められた。
- ⑤ 対象備品(教育機関の実習用機器)の購入に当たって仕様に盛り込んだ機能が 十分でなかったため、利用に当たり機能不足が生じ、当該対象備品の構成部品の 一部を交換せざるを得なかったものが1件認められた。

これらの不適切な事例の多くは、機種選定審査会における審査を徹底していれば防ぐことができたものと思料される。今後の再発防止が図られるよう、機種選定審査会の機能を強化する必要がある。

# (別紙) 監査対象機関・備品一覧表

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得 年度	購入価格 (円)
1	環境企画課	県民文化課 (山形県県民会館)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	9特定業務用	娯楽用品類	クセノンスポットライト (2 k w)	H 22	2, 772, 000
2	環境企画課	県民文化課 (山形県県民会館)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	娯楽用品類	クセノンスポットライト (2 k w)	H 22	2, 772, 000
3	くらし安心課	くらし安心課	その他の機関	⑪特定業務用	視聴覚用品類	歩行者教育システム	H21	5, 355, 000
4	危機管理課	危機管理課 (消防防災航空隊)	その他の機関	⑪特定業務用	医療機械器具類	生体監視装置	H 22	2, 677, 500
5	環境企画課	危機管理課 (環境科学研究センター)	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	固定型モニタリング ポスト	H 23	33, 075, 000
6	環境企画課	水大気環境課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	可搬型モニタリング ポスト	H 23	8, 085, 000
7	企画調整課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	計量、検定、 測定器具類	温室環境モニタリング システム	H 23	2, 205, 000
8	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	4検査用	分析、試験、 研究機械器具類	煙道排ガス分析計	H 20	5, 489, 400
9	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ICP発光分光 分析装置	H21	8, 389, 500
10	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
11	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 152, 500
12	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	4検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
13	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	4検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 152, 500
14	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
15	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
16	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H 21	2, 100, 000
17	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
18	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H21	2, 100, 000
19	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H 21	2, 100, 000
20	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H 21	2, 100, 000
21	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	二酸化硫黄及び浮遊 粒子状物質自動測定機	H 21	2, 152, 500
22	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	4検査用	分析、試験、 研究機械器具類	液体クロマトグラフ 質量分析装置	H21	19, 834, 500
23	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析装置	H 21	7, 959, 000
24	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	超純水製造装置	H 23	5, 481, 000
25	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 790, 900
26	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 790, 900
27	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 790, 900
28	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
29	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
30	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
31	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
32	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
33	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
34	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
35	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	4検査用	計量、検定、 測定器具類	微粒子物質自動測定器	H 23	2, 490, 600
36	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガストロマトグラフ 質量分析装置	H 23	13, 482, 000
37	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ゲルマニウム半導体 検出器	H 23	18, 049, 500
38	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	計量、検定、 測定器具類	一酸化炭素自動測定器	H 24	2, 572, 500
39	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析装置	H 24	16, 159, 500
40	健康福祉企画課	健康福祉企画課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	生活保護電算システム	H 21	16, 905, 000
41	健康福祉企画課	健康福祉企画課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	生活保護等版レセプト 管理システム機器	H 23	2, 257, 500
42	健康福祉企画課	地域医療対策課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の雑品類	エマルゴトレーニング システム	H 24	2, 614, 500

1							取得	購入価格
No.	支出命令執行機関	備品使用機関 障がい福祉課	機関区分	備品区分	物品分類	備品名 多項目自動血球	年度	(円)
43	障がい福祉課	(総合コロニー希望が丘)	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	分析装置	H21	3, 465, 000
44	障がい福祉課	障がい福祉課 (鶴峰園)	医療・福祉機関	⑦特定業務用	事務用器具	オフセット印刷機	H21	3, 549, 000
45	障がい福祉課	障がい福祉課 (鶴峰園)	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	歯科診療台	H 23	2, 982, 000
46	障がい福祉課	障がい福祉課 (総合コロニー希望が丘)	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	脳波計	H 24	6, 195, 000
47	障がい福祉課	障がい福祉課 (総合コロニー希望が丘)	医療・福祉機関	⑧施設設備	その他の機械類	受水槽用自動滅菌装置	H 24	3, 780, 000
48	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	パルスフィールドゲル 電気泳動装置	H20	3, 591, 000
49	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	イオンクロマトグラフ	H20	6, 090, 000
50	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	DNAシークエンサー	H21	3, 853, 500
51	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	バイオハザード対策用 キャビネット	H21	3, 307, 500
52	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	リアルタイムPCR システム	H21	7, 035, 000
53	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	タイムラプス画像取得 装置	H22	2, 999, 850
54	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	バイオハザード対策用 キャビネット	H22	2, 503, 200
55	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ゲルマニウム半導体 核種分析装置	H22	6, 457, 500
56	危機管理課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ	H 23	5, 008, 500
57	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	原子吸光光度計	H 23	5, 670, 000
58	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ベータ線自動測定装置	H 23	4, 347, 000
59	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析装置	H23	17, 325, 000
60	健康福祉企画課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	小型超遠心機	H 24	4, 095, 000
61	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	電動油圧整形手術台	H20	4, 462, 500
62	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デジタル脳波計	H21	10, 500, 000
63	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	障がい者用歯科診療 ユニット	H21	4, 189, 500
64	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	多項目自動血球 分析装置	H22	4, 000, 500
65	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	調剤システム	H22	6, 279, 000
66	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	人工呼吸器	H22	4, 935, 000
67	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	生体情報モニタ (セントラルモニタ)	H 23	2, 100, 000
68	障がい福祉課	総合療育訓練センター	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デンタルX線診断装置	H 24	3, 150, 000
69	障がい福祉課	総合療育訓練センター 庄内支所	医療・福祉機関	⑥医療機器	医療機械器具類	デジタル X 線画像診断 システム	H24	2, 042, 250
70	工業戦略技術振興課	工業戦略技術振興課 (山形県産業科学館)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	視聴覚用品類	監視カメラ装置	H 22	3, 454, 500
71	観光交流課	観光交流課 (山形県国民宿舎竜山荘)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	ちゅう房具類	業務用食器洗浄機	H 22	2, 055, 900
72	産業政策課	産業政策課 (旧山形県計量検定所棟)	試験研究検査機関	④検査用	測量器具類	タクシーメーター装置 検査用基準器	H 23	4, 620, 000
73	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	電子プローブマイクロ アナライザ	H20	35, 490, 000
74	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	キューリーポイント インジェクター	H 20	2, 520, 000
75	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ 質量分析計	H21	8, 841, 000
76	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	におい識別装置	H21	5, 617, 500
77	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	超音波処理装置	H21	3, 832, 500
78	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	3次元表面構造解析 顕微鏡	H21	33, 180, 000
79	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	レーザー描画装置	H21	34, 650, 000
80	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	耐候試験機	H21	10, 395, 000
81	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	複合サイクル試験機	H21	3, 990, 000
82	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	万能試験機	H21	16, 632, 000
83	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	スパッタリング装置	H 21	15, 015, 000
84	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	木材万能試験機	H21	6, 961, 500

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得	購入価格
85	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、	示差走査熱量・熱重量	年度 H21	(円) 18, 427, 500
86	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、	測定システム       吟醸酒香味分析装置	H21	5, 229, 000
87	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、	食品用粉砕機	H22	4, 305, 000
88	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、	凍結乾燥機	H22	4, 914, 000
89	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、	プラズマ処理装置	H22	16, 380, 000
90	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、	トライボロジー特性	H 23	3, 144, 750
91	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	研究機械器具類 分析、試験、 研究機械器具類	試験機 反応性イオンエッチング	H23	33, 820, 500
92	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	装置 高速めっき装置	H23	4, 788, 000
93	工業戦略技術振興課	工業技術センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	樹脂流動解析システム	H24	17, 955, 000
94	工業戦略技術振興課	高度技術研究開発センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	電子線描画装置 (制御用PC)	H 21	4, 725, 000
95	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ワイヤーカット放電加工機	H21	13, 965, 000
96	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	プレス機械	H21	11, 130, 000
97	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	プラスチック 射出成型機	H21	12, 390, 000
98	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	塑性加工実習装置	H21	5, 460, 000
99	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	P B L 学習設備	H21	11, 550, 000
100	雇用対策課		教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	プロジェクト教材管理 システム	H 21	4, 725, 000
101	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	計測制御実習教材	H21	14, 838, 600
102	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、測定器具類	三次元測定機	H22	11, 550, 000
103	雇用対策課	産業技術短期大学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、 研究機械器具類	画像処理実験装置	H 22	7, 780, 500
104	雇用対策課	山形職業能力開発専門校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	4輪ホイール アライメントテスター	H 20	2, 929, 500
105	雇用対策課	山形職業能力開発専門校	教育機関	①実習用機械	車両用具類	自動車整備用 オートリフト	H 22	6, 037, 500
106	工業戦略技術振興課	工業技術センター 置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	分析走査電子顕微鏡	H21	15, 540, 000
107	工業戦略技術振興課	工業技術センター 置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	画像測定機	H 21	9, 345, 000
108	工業戦略技術振興課	工業技術センター 置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	高速度ビデオカメラ	H21	7, 833, 000
109	工業戦略技術振興課	工業技術センター 置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	可搬型実体顕微鏡 システム	H 22	5, 775, 000
110	工業戦略技術振興課	工業技術センター 置賜試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	耐水試験機	H24	3, 780, 000
111	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	工業用X線検査装置	H21	2, 289, 000
112	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	マイクロフォーカス X線検査装置	H21	18, 522, 000
113	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	油圧式万能材料 試験機	H21	16, 495, 500
114	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	マイクロビッカーズ 硬度計	H21	4, 410, 000
115	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H 21	3, 087, 000
116	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	計量、検定、 測定器具類	熱画像解析装置	H 22	2, 971, 500
117	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類 	金属顕微鏡	H 24	2, 982, 000
118	雇用対策課	山形職業能力開発専門校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	パソコンシステム	H21	3, 407, 670
119	雇用対策課	産業技術短期大学校 庄内校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	OA実習室 PCシステム	H21	4, 368, 000
120	雇用対策課	産業技術短期大学校 庄内校 	教育機関	①実習用機械	事務用器具	電子回路CAD システム(サーバ等)	H22	3, 561, 600
121	雇用対策課	産業技術短期大学校 庄内校	教育機関	①実習用機械	視聴覚用品類	CADCAMシステム	H 23	19, 110, 000
122	農業技術環境課	水産課 (古寺ふ化場)	試験研究検査機関	⑤その他	その他の機械類	除雪機	H22	2, 184, 000
123	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	乗用管理機	H 20	3, 087, 000
124	農政企画課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
125	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	分析試料保存用冷凍庫	H22	2, 919, 000
126	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	食料加工機械類	製粉機	H23	4, 830, 000

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得年度	購入価格 (円)
127	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	建設機械類	ミニバックホー	+及 H24	2, 714, 250
128	農業技術環境課	農業総合研究センター	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	近赤外多成分分析装置	H24	8, 693, 685
129	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	分光式色差計	H20	2, 614, 500
130	農業技術環境課	圏芸紙鉄物 農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H20	5, 775, 000
131	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	軟×線照射装置	H21	3, 150, 000
132	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	DNAシーケンサー	H21	17, 115, 000
133	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	キャビン付 スピードスプレーヤ	H22	4, 722, 900
134	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	振動試験機	H22	2, 940, 000
135	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	携帯型光合成蒸散 測定装置	H22	4, 011, 000
136	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	ケルダール自動蒸留 装置	H23	4, 499, 250
137	農業技術環境課	農業総合研究センター 園芸試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	多検体細胞粉砕機	H24	2, 247, 000
138	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	旋廻気流式微粉砕機	H 23	4, 431, 000
139	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	真空凍結乾燥機	H 23	5, 775, 000
140	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	キャビン付 スピードスプレーヤ	H23	4, 678, 800
141	農政企画課	農業大学校	教育機関	①実習用機械	食料加工機械類	減圧乾燥機	H23	5, 040, 000
142	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ	H20	3, 045, 000
143	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析計	H20	8, 652, 000
144	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	その他の機械類	プログラムフリーザ	H20	5, 754, 000
145	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	固相マイクロ抽出対応 オートインジェクタ	H20	4, 488, 750
146	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	フォレージハーベスタ (2条刈り)	H21	3, 696, 000
147	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	自走式ラッピング マシーン	H22	2, 205, 000
148	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	食肉脂質測定装置	H22	4, 084, 500
149	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	多検体試料破砕機	H23	2, 360, 400
150	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	アミノ酸分析用高速液体 クロマトグラフ	H23	7, 623, 000
151	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	農業用機械器具類	除雪機	H23	2, 079, 000
152	農業技術環境課	農業総合研究センター 畜産試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	全自動固相抽出装置	H24	4, 494, 000
153	農業技術環境課	農業総合研究センター 水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	炊飯光沢計	H20	2, 047, 500
154	農政企画課	農業総合研究センター 水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
155	農業技術環境課	農業総合研究センター 水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、研究機械器具類	土壌・作物体総合 分析装置	H23	3, 499, 650
156	農業技術環境課	農業総合研究センター 水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	多検体破砕機	H23	2, 446, 500
157	農業技術環境課	農業総合研究センター 水田農業試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	その他の機械類	ディープフリーザー	H24	2, 184, 000
158	都市計画課	都市計画課 (山形県総合運動公園)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	体育用品類	円盤・ハンマー投げ用 囲い	H20	6, 637, 128
159	都市計画課	都市計画課 (山形県総合運動公園)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	体育用品類	電子式風力速報表示盤	H20	2, 614, 500
160	都市計画課	都市計画課 (山形県総合運動公園) エル英語	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	体育用品類	連発式スタート発信装置	H 20	3, 081, 750
161	下水道課	下水道課 (村山浄化センター)	その他の機関	③非常用設備	その他の機械類	非常用発電機	H22	2, 856, 000
162	管理課	都市計画課 (山形県総合運動公園) エル英語	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	その他の機械類	機動掃除機	H22	3, 097, 500
163	管理課	下水道課 (山形浄化センター)	その他の機関	(4)検査用	分析、試験、 研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H 24	3, 990, 000
164	健康福祉企画課	村山総合支庁 保健福祉環境部検査課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ	H 22	3, 055, 500
165	健康福祉企画課	村山総合支庁 保健福祉環境部検査課	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ	H23	2, 289, 000
166	農政企画課	村山総合支庁 産業経済部農業技術普及課 村山総合支庁	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
167	畜産課	産業経済部家畜保健衛生課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	密閉式自動固定包埋装置	H24	3, 780, 000
168	管理課	村山総合支庁 建設部建設総務課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	小形除雪機(1.1m級 ハンドガイド式)	H24	2, 016, 000

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得年度	購入価格 (円)
169	村山総合支庁建設部建設総務課	村山総合支庁 建設部都市計画課 (山形県総合運動公園)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	農業用機械器具類	芝生管理用機器	H23	5, 247, 900
170	農政企画課	村山総合支庁産業経済部 西村山農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
171	農政企画課	村山総合支庁産業経済部北村山農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
172	農政企画課	最上総合支庁産業経済部 農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
173	農村計画課	最上総合支庁産業経済部 農村整備課 (桝沢ダム管理事務所)	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	除雪機	H22	2, 257, 500
174	最上総合支庁 建設部建設総務課	最上総合支庁 建設部河川砂防課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	大型草刈機	H21	3, 507, 000
175	最上総合支庁 建設部建設総務課	最上総合支庁 建設部道路計画課	その他の機関	③非常用設備	その他の機械類	発動発電機	H23	2, 882, 250
176	最上総合支庁 建設部建設総務課	最上総合支庁 建設部道路計画課	その他の機関	③非常用設備	その他の機械類	発動発電機	H23	2, 882, 250
177	農政企画課	置賜総合支庁産業経済部 農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
178	農政企画課	置賜総合支庁産業経済部 西置賜農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
179	農政企画課	庄内総合支庁産業経済部 農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
180	農政企画課	庄内総合支庁産業経済部 酒田農業技術普及課	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	食味分析計 AG-RD 専用プリンタ付	H21	2, 047, 500
181	庄内総合支庁 建設部建設総務課	庄内総合支庁 建設部建設総務課	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	草刈装置	H 22	3, 638, 712
182	管理課	港湾事務所	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	リーチスタッカー	H 24	59, 535, 000
183	庄内総合支庁建設部 庄内空港事務所	庄内総合支庁 建設部庄内空港事務所	その他の機関	⑪特定業務用	その他の機械類	凍結防止剤搬送用 コンベヤ設備	H21	5, 775, 000
184	会計局会計課	会計局会計課	その他の機関	⑫特定事務用	事務用器具	「物品調達システム」用 サーバ	H21	2, 782, 500
185	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤 (スロッター機能付き)	H24	7, 591, 500
186	教育庁高校教育課	酒田光陵高等学校	教育機関	②その他	通信機械類	酒田光陵高等学校 出席管理システム	H23	6, 203, 400
187	教育庁 スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課 (山形県あかねヶ丘 陸上競技場)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	9特定業務用	体育用品類	フィニッシュタイマー、 レーンナンバー表示	H21	6, 646, 500
188	教育庁 スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課 (山形県あかねヶ丘 陸上競技場)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	9特定業務用	体育用品類	写真判定装置	H22	8, 190, 000
189	教育庁 スポーツ保健課	教育庁スポーツ保健課 (山形県あかねヶ丘 陸上競技場)	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑨特定業務用	体育用品類	棒高跳用マット	H 24	2, 499, 000
190	教育庁 文化財・生涯学習課	図書館	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H21	5, 985, 000
191	教育庁 文化財・生涯学習課	図書館	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H22	10, 605, 000
192	教育庁 文化財・生涯学習課	図書館	公の施設 (医療・福祉機関を除く)	⑩施設設備	戸だな、箱類	照明付ハンドル式移動棚	H23	10, 815, 000
193	教育庁総務課	山形工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	高電圧試験装置システム	H20	13, 125, 000
194	教育庁総務課	山辺高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	フィジカルアセスメント モデル	H22	2, 026, 500
195	教育庁総務課	村山農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン (3条刈り)	H21	3, 759, 000
196	東根工業高等学校	東根工業高等学校	教育機関	①実習用機械	事務用器具	パーソナルコンピュータ 用CADソフト	H21	2, 700, 000
197	米沢工業高等学校	米沢工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	N C加工機制御用 パソコンシステム	H21	2, 357, 250
198	教育庁総務課	米沢工業高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の機械類	内燃機関性能総合試験 装置	H21	14, 175, 000
199	米沢商業高等学校	米沢商業高等学校	教育機関	①実習用機械	通信機械類	実習用電話交換機	H20	2, 310, 000
200	教育庁総務課	置賜農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン (4条刈り)	H20	3, 793, 650
201	教育庁総務課	長井工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	マシニングセンタ	H24	13, 125, 000
202	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2, 499, 000
203	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2, 499, 000
204	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2, 499, 000
205	教育庁総務課	鶴岡工業高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用旋盤	H24	2, 499, 000
206	教育庁総務課	庄内農業高等学校	教育機関	①実習用機械	農業用機械器具類	コンバイン (4条刈り)	H21	4, 872, 000
207	酒田光陵高等学校	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の雑品類	ソフトウェア 一式	H21	6, 450, 150
208	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、 研究機械器具類	原子吸光分光光度計	H23	2, 068, 500

No.	支出命令執行機関	備品使用機関	機関区分	備品区分	物品分類	備品名	取得 年度	購入価格 (円)
209	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	CNC旋盤	H 23	10, 485, 300
210	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	電子回路実習装置	H 23	4, 767, 000
211	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	万能材料試験機	H 23	10, 143, 000
212	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析計	H 23	4, 935, 000
213	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	油圧切断折曲機	H23	6, 646, 500
214	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	平面研削盤	H 23	3, 848, 250
215	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	平面研削盤	H23	3, 848, 250
216	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	万能試験機	H 23	7, 224, 000
217	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	鍛造炉	H 23	4, 914, 000
218	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、 研究機械器具類	水理実験装置	H 23	7, 728, 000
219	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	分析、試験、 研究機械器具類	走査型電子顕微鏡	H 23	4, 914, 000
220	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ガス溶解炉	H 23	5, 518, 800
221	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	横型フライス盤	H 23	7, 570, 500
222	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	測量器具類	GPS測量システム	H 23	6, 300, 000
223	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤	H 23	7, 570, 500
224	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	立型フライス盤	H 23	7, 570, 500
225	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(6尺)	H 23	4, 344, 900
226	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(6尺)	H 23	4, 344, 900
227	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
228	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
229	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤 (4尺)	H 23	3, 104, 325
230	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
231	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
232	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
233	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	2, 990, 400
234	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	FA実習装置	H 23	16, 513, 350
235	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	マシニングセンタ	H 23	10, 560, 900
236	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	太陽光発電装置	H 23	3, 108, 000
237	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	計量、検定、 測定器具類	模擬発電装置	H 23	5, 785, 500
238	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	ホブ盤	H 23	11, 224, 500
239	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
240	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	工作機械類	汎用普通旋盤(4尺)	H 23	3, 104, 325
241	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	通信機械類	総合実践システム	H 23	9, 534, 000
242	環境企画課	環境科学研究センター	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	非メタン炭化水素 自動測定器	H 24	2, 625, 000
243	危機管理課	衛生研究所	試験研究検査機関	④検査用	分析、試験、 研究機械器具類	固定型モニタリング ポスト	H 24	8, 977, 500
244	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	ガスクロマトグラフ 質量分析計	H21	4, 609, 500
245	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	味認識装置	H 23	5, 250, 000
246	工業戦略技術振興課	工業技術センター 庄内試験場	試験研究検査機関	③試験研究用	分析、試験、 研究機械器具類	高速液体クロマトグラフ アミノ酸分析装置	H 23	3, 654, 000
247	教育庁総務課	酒田光陵高等学校	教育機関	①実習用機械	その他の車両	ミニショベル	H 23	2, 835, 000